

経営資料編 目 次

I. 決算の状況

1. 貸借対照表	4 0
2. 損益計算書	4 1
3. キャッシュフロー計算書	4 2
4. 剰余金処分計算書	4 3
5. 注記表	4 4
6. 財務諸表の適正性等にかかる確認	5 6
7. 会計監査人の監査	5 6

II. 損益の状況

1. 最近の5事業年度の主要な経営指標	5 7
2. 利益総括表	5 7
3. 資金運用収支の内訳	5 8
4. 受取・支払利息の増減額	5 8

III. 事業の概況

1. 貯金に関する指標	5 9
2. 貸出金等に関する指標	5 9
3. 有価証券に関する指標	6 2
4. 有価証券の時価情報等	6 3

IV. 経営諸指標

1. 利益率	6 5
2. 貯貸率・貯証率	6 5

V. 自己資本の充実の状況

1. 自己資本の状況	66
2. 信用リスクに関する事項	69
3. 信用リスク削減手法に関する事項	77
4. 派生商品取引及び長期決済期間取引のリスクに関する事項...	78
5. 証券化エクスポージャーに関する事項	79
6. CVAリスクに関する事項	81
7. マーケット・リスクに関する事項	81
8. オペレーショナル・リスクに関する事項	81
9. 出資等または株式等エクスポージャーに関する事項	82
10. リスク・ウェイトのみなし計算が適用される	
エクスポージャーに関する事項	83
11. 金利リスクに関する事項	84

I. 決算の状況

1. 貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	令和6年度 (令和7年3月31日)	令和7年度 (令和8年3月31日)	科 目	令和6年度 (令和7年3月31日)	令和7年度 (令和8年3月31日)
(資産の部)			(負債の部)		
現 金	512	417	貯 金	1,113,838	1,126,093
預け金	621,815	663,696	当座貯金	45,016	47,986
系統預け金	619,284	662,550	普通貯金	33,032	27,549
系統外預け金	2,531	1,146	通知貯金	-	1,500
買入金銭債権	459	173	別段貯金	1,531	1,657
金銭の信託	1,500	495	定期貯金	1,034,174	1,047,307
有価証券	276,207	264,570	定期積金	83	92
国 債	48,606	43,263	借入金	4,700	2,900
地方債	84,552	75,569	代理業務勘定	0	0
金融債	5,911	5,828	その他負債	1,673	2,806
社 債	97,860	94,092	貸付留保金	343	13
外国証券	9,897	14,632	未払法人税等	35	59
株 式	2,065	2,294	貯金利子諸税その他	1	3
受益証券	27,314	28,889	従業員預り金	128	127
貸出金	204,514	183,525	仮受金	111	118
手形貸付	2,295	2,844	その他の負債	0	0
証書貸付	140,594	131,463	未払費用	1,032	2,455
当座貸越	5,982	7,392	前受収益	13	22
金融機関貸付	55,641	41,825	未決済為替借	6	6
その他資産	1,894	2,519	諸引当金	2,409	2,405
差入保証金	0	-	相互援助積立金	2,028	2,028
仮払金	0	0	賞与引当金	73	75
その他の資産	916	841	退職給付引当金	240	241
未収収益	942	1,644	特例業務負担金引当金	67	60
前払費用	12	12	債務保証	1,670	1,748
未決済為替貸	21	20	負債の部合計	1,124,294	1,135,954
有形固定資産	136	124	(純資産の部)		
建 物	87	80	出資金	39,662	39,662
土 地	1	1	資本準備金	0	0
その他の有形固定資産	47	42	利益剰余金	19,797	20,200
無形固定資産	0	0	利益準備金	8,206	8,276
ソフトウェア	0	0	その他利益剰余金	11,591	11,924
外部出資	60,748	60,748	経営基盤安定化積立金	4,450	4,650
系統出資	58,643	58,643	特別積立金	5,960	5,960
系統外出資	2,104	2,104	当期未処分剰余金	1,181	1,314
繰延税金資産	227	235	(うち当期剰余金)	(303)	(402)
債務保証見返	1,670	1,748	処分未済持分	△ 0	△ 0
貸倒引当金	△ 2,254	△ 2,318	会員資本合計	59,459	59,862
			その他有価証券評価差額金	△ 16,319	△ 19,878
			評価・換算差額等合計	△ 16,319	△ 19,878
			純資産の部合計	43,139	39,983
資産の部合計	1,167,433	1,175,937	負債及び純資産の部合計	1,167,433	1,175,937

2. 損益計算書

(単位：百万円)

科 目	令和 6 年度 (自 令和 6年4月1日 至 令和 7年3月31日)	令和 7 年度 (自 令和 7年4月1日 至 令和 8年3月31日)
経常収益	7,588	9,905
資金運用収益	6,844	9,005
貸出金利息	1,369	1,470
預け金利息	306	1,658
有価証券利息配当金	1,395	2,065
その他受入利息	3,772	3,810
(うち受取奨励金)	(3,770)	(3,809)
役務取引等収益	104	133
受入為替手数料	49	74
その他の受入手数料	55	59
その他事業収益	43	8
受取出資配当金	11	8
受取助成金	26	-
国債等債券売却益	5	-
その他経常収益	596	758
株式等売却益	572	741
金銭の信託運用益	12	-
その他の経常収益	11	17
経常費用	7,158	9,357
資金調達費用	4,964	6,873
貯金利息	1,049	2,948
その他支払利息	3,915	3,924
(うち支払奨励金)	(3,908)	(3,922)
役務取引等費用	27	41
支払為替手数料	17	30
その他支払手数料	9	11
その他の役務取引等費用	0	0
その他事業費用	284	437
国債等債券売却損	284	437
経 費	1,629	1,740
人件費	856	888
物件費	728	798
税金	44	53
その他経常費用	251	264
貸倒引当金繰入額	229	258
株式等売却損	18	-
金銭の信託運用損	-	4
その他の経常費用	3	1
経常利益	429	548
特別利益	-	-
特別損失	-	-
税引前当期利益	429	548
法人税，住民税及び事業税	91	152
法人税等調整額	35	△ 7
法人税等合計	126	145
当期剰余金	303	402
当期首繰越剰余金	878	911
当期末処分剰余金	1,181	1,314

3. キャッシュフロー計算書

(単位：百万円)

科 目	令和6年度 (自 令和 6年4月1日 至 令和 7年3月31日)	令和7年度 (自 令和 7年4月1日 至 令和 8年3月31日)
1 事業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期利益（又は税引前当期損失）	429	548
減価償却費	21	18
貸倒引当金の増減額（△は減少）	10	63
退職給付引当金の増減額（△は減少）	12	0
その他の引当金・積立金の増減額（△は減少）	0	△ 4
資金運用収益	△ 6,844	△ 9,005
資金調達費用	4,964	6,873
有価証券関係損益（△は益）	△ 329	△ 365
金銭の信託運用損益（△は運用益）	△ 12	4
貸出金の純増（△）減	15,810	20,988
預け金の純増（△）減	42,000	95,000
貯金の純増減（△）	△ 145,554	12,254
借用金の純増減（△）	△ 1,000	△ 1,800
コールローン等の純増（△）減	720	285
事業分量配当金の支払額	△ 101	-
その他	223	△ 239
資金運用による収入	6,640	8,304
資金調達による支出	△ 4,727	△ 5,450
小 計	△ 87,736	127,476
法人税等の支払額	△ 60	△ 128
事業活動によるキャッシュ・フロー	△ 87,796	127,347
2 投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△ 39,308	△ 28,452
有価証券の売却による収入	18,180	9,284
有価証券の償還による収入	30,923	27,612
金銭の信託の減少による収入	1,436	1,000
固定資産の取得による支出	△ 3	△ 6
外部出資による支出	△ 9,359	△ 0
投資活動によるキャッシュ・フロー	1,868	9,438
3 財務活動によるキャッシュ・フロー		
出資の払戻しによる支出	△ 0	△ 0
出資配当金の支払額	△ 19	-
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 19	△ 0
4 現金及び現金同等物に係る換算差額	-	-
5 現金及び現金同等物の増加額（減少額）	△ 85,947	136,786
6 現金及び現金同等物の期首残高	111,242	25,294
7 現金及び現金同等物の期末残高	25,294	162,081

4. 剰余金処分計算書

(単位：百万円)

令和6年度		令和7年度	
科 目	金 額	科 目	金 額
1 当期末処分剰余金	1,181	1 当期末処分剰余金	1,314
2 剰余金処分額	270	2 剰余金処分額	390
(1) 利益準備金	70	(1) 利益準備金	90
(2) 任意積立金	200	(2) 任意積立金	300
経営基盤安定化積立金	200	経営基盤安定化積立金	300
3 次期繰越剰余金	911	3 次期繰越剰余金	924

(注) 1. 経営基盤安定化積立金の積立目的、積立目標額、取崩基準は次のとおりです。

(1) 積立目的	県内系統信用事業の基盤の維持・強化に資するため、予測しがたい諸リスクに備えて積み立てる。
(2) 積立目標額	特別積立金の残高に達するまでの額
(3) 取崩基準	総会の決議に基づき、上記目的に照らして必要な額を取り崩すことができるものとする。

5. 注記表

【令和7年度】

1 重要な会計方針に関する事項

- (1) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しており、金額百万円未満の科目については「0」で表示しています。
- (2) 有価証券(外部出資勘定の株式を含む)の評価基準及び評価方法は、有価証券の保有目的区分毎に次のとおり行っています。
 - ・売買目的有価証券…時価法(売却原価は移動平均法により算定)
 - ・満期保有目的の債券…定額法による償却原価法(売却原価は移動平均法により算定)
 - ・その他有価証券…時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)。

ただし、市場価格のない株式等については原価法(売却原価は移動平均法により算定)。

なお、取得価額と券面金額との差額のうち金利調整と認められる部分については償却原価法による取得価額の修正を行っています。

- (3) 金銭の信託(合同運用を除く。)において信託財産を構成している有価証券の評価基準及び評価方法は、上記(2)の有価証券と同様の方法によっており、信託の契約単位毎に当年度末の信託財産構成物である資産及び負債の評価額の合計額をもって貸借対照表に計上しています。
- (4) テリバティブ取引の評価は、時価法により行っています。
- (5) 有形固定資産の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用し、資産から直接減額して計上しています。

また、主な耐用年数は次のとおりです。

建 物	10 年～50 年
その他	5 年～20 年

- (6) 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しています。そのうち自社利用のソフトウェアについては、本会における利用可能期間(5年)に基づいて償却しています。

(7) 引当金の計上方法

① 貸倒引当金

貸倒引当金は、「資産の償却・引当規程」に則り、次のとおり計上しています。

正常先債権及び要注意先債権(要管理債権を含む。)に相当する債権については、将来の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、過去の一定期間における貸倒実績を基礎に、将来の損失発生見込みに係る必要な修正を加えた貸倒実績率の平均値に基づき計上しています。

破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しています。なお、一部の破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を計上しています。

破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しています。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しています。

② 賞与引当金

賞与引当金は、職員への賞与の支払に備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当年度に帰属する額を計上しています。

③ 退職給付引当金

退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当年度末における職員の自己都合退職の場合の要支給額を基礎として計上しています。

④ 相互援助積立金

相互援助積立金は、「鹿児島県JAバンク支援制度要領」に基づき、JAバンクの信用向上に資することを目的として、所要額を計上しています。

⑤ 特例業務負担金引当金

特例業務負担金引当金は、農林漁業団体職員共済組合に対する特例業務負担金の費用に充てるため、当年度末における将来負担見込額を計上しています。

(8) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)の会計処理は、税抜方式によっています。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当年度の費用に計上しています。

2 会計上の見積りに関する事項

会計上の見積りにより当年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

(1) 繰延税金資産の回収可能性

① 当年度に係る計算書類に計上した額

繰延税金資産 235 百万円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の計上は、翌年度以降において、将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積額を限度として行っています。

翌年度以降の課税所得は、事業計画を基礎として、本会が将来獲得可能な課税所得の時期及び金額を合理的に見積もっています。

しかし、これらの見積りは、将来の不確実な経営環境及び本会の経営状況の影響を受けます。よって、実際に課税所得が生じた時期及び金額が見積りと異なった場合には、翌年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(2) 貸倒引当金

① 当年度に係る計算書類に計上した額

貸倒引当金 2,318 百万円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

a 算出方法

貸倒引当金の算出方法は、「1 重要な会計方針に関する事項」「(7)引当金の計上方法」「①貸倒引当金」に記載しています。

b 主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」です。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しています。

c 翌年度に係る計算書類に及ぼす影響

個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(3) 金融商品の時価

① 当年度に係る計算書類に計上した額

「5 金融商品に関する事項」「(2)金融商品の時価等に関する事項」に記載しています。

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

a 算出方法

金融商品の時価の算出方法は、「5 金融商品に関する事項」「(2)金融商品の時価等に関する事項」「②金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明」に記載しています。

b 主要な仮定

主要な仮定は時価評価モデルに用いるインプットであり、為替相場、イールドカーブ、有価証券の時価等の市場で直接又は間接的に観察可能なインプットのほか、相関係数等の重要な見積りを含む市場で観察できないインプットを使用する場合もあります。

c 翌年度に係る計算書類に及ぼす影響

市場環境の変化等により主要な仮定であるインプットが変化することにより、金融商品の時価が増減する可能性があります。

3 貸借対照表に関する事項

(1) 有形固定資産の減価償却累計額は、696 百万円です。

(2) 担保に供している資産は次のとおりです。

為替決済、県収納代理金融機関事務取扱等の取引の担保として、預け金 66,009 百万円を差し入れています。

(3) 理事、経営管理委員及び監事との間の取引による金銭債権はありません。

(4) 理事、経営管理委員及び監事との間の取引による金銭債務はありません。

(5) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権、貸出条件緩和債権の額及びその合計額は次のとおりです。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	31 百万円
危険債権額	3,846 百万円
三月以上延滞債権額	10 百万円
貸出条件緩和債権額	278 百万円
合計額	4,167 百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態に至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものです。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものです。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものです。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

(6) 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約です。これらの契約に係る融資未実行残高は 51,844 百万円です。

4 損益計算書に関する事項

(1) 子会社等との取引による収益はありません。

(2) 子会社等との取引による費用はありません。

(3) 貸出金償却は、すでに個別貸倒引当金を引き当てていた債権について、償却額と引当金戻入額を相殺した残額を表示しています。相殺した金額は 195 百万円です。

5 金融商品に関する事項

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

本会は、鹿児島県を事業区域として、県下のJA等が会員となって運営されている相互扶助型の農業専門金融機関であり、地域経済の活性化に資する地域金融機関です。

JAは、農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域へ貸付け、その残りを本会が預かる仕組みとなっています。

本会では、これを原資として、資金を必要とするJAや農業に関連する企業・団体及び、県内の地場企業や団体、地方公共団体などに貸付を行っています。

また、残った資金は農林中央金庫に預け入れるほか、国債や地方債等の債券、投資信託、株式等の有価証券による運用を行っています。

② 金融商品の内容及びそのリスク

本会が保有する金融資産は、主として県内の取引先(及び個人)に対する貸出金(当座貸越契約貸出コミットメントを含む。)、金銭の信託及び有価証券であり、貸出金は、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

金銭の信託は特定金外信託により運用しており、その構成資産は、株式、債券及びデリバティブ取引等であり、運用目的で保有しています。また、有価証券は、主に株式、債券、投資信託であり、満期保有目的、純投資目的(その他目的)で保有しています。

これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されています。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

a 信用リスクの管理

本会は、リスクマネジメント基本方針及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金の信用リスク管理については、個別案件毎の与信審査、与信限度額、信用情報管理、内部格付、保証や担保の設定、問題債権への対応など、与信管理に関する体制を整備し運営しています。

これらの与信管理は、融資部のほかリスク審査室により行われ、また、定期的に経営陣によるリスク管理委員会や理事会を開催し、報告しています。さらに、与信管理の状況については、リスク審査室がチェックしています。

有価証券の発行体の信用リスクに関しては、リスク審査室において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しています。

b 市場リスクの管理

(a) 金利リスクの管理

本会は、ALMによって金利の変動リスクを管理しています。

ALMに関する規則及び要領において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、リスク管理委員会において決定されたALMに関する方針に基づき、理事会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っています。

日常的にはリスク審査室において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングしています。

(b) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む投資商品の保有については、ALM委員会及びリスク管理委員会の方針に基づき、理事会の監督の下、余裕金運用規程に従い行われています。

運用にあたっては、運用限度額を設定し、事前審査のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っています。管理部で保有している外部出資の多くは、業務上事業推進目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしています。

これらの情報はリスク審査室を通じ、定期的にリスク管理委員会に報告し、また、半期ごとに理事会へ報告しています。

(c) 市場リスクに係る定量的情報

本会において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「貸出金」、「有価証券」のその他有価証券及び満期保有目的に分類される債券、「貯金」、「借入金」です。

本会では、これらの金融資産及び金融負債について、市場リスク量をVaRにより月次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しています。

本会のVaRは分散共分散法(保有期間3か月、信頼区間99.0%、観測期間5年)により算出しており、当年度末現在で本会の市場リスク量(損失額の推計値)は、全体で30,808百万円です。

なお、本会では、バックテストを実施のうえ、VaR計測モデルの妥当性を検証しています。

ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスクを計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは補足できない場合があります。

c 資金調達に係る流動性リスクの管理

本会は、ALMを通じて、適時に資金管理を行うほか、市場環境を考慮した長短の調達バランス調整などによって、流動性リスクを管理しています。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なる場合もあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

① 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めず③に記載しています。

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
預け金	663,696	663,164	△ 532
買入金銭債権			
満期保有目的	173	172	△ 0
金銭の信託			
運用目的の金銭の信託	495	495	-
有価証券			
満期保有目的の債券	44,101	43,085	△ 1,016
その他有価証券	220,469	220,469	-
貸出金	183,525		
貸倒引当金	△ 2,318		
貸倒引当金控除後	181,207	176,143	△ 5,063
資産計	1,110,143	1,103,530	△ 6,613
貯金	1,126,093	1,127,710	1,617
借入金	2,900	2,895	△ 4
負債計	1,128,993	1,130,606	1,612

(注) 1. 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

② 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

a 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預け金については、期間に基づく区分毎に、元利金の合計額をリスクフリーレートである翌日物金利スワップ(Oversight Index Swap 以下「OIS」という。)のレートで割り引いた現在価値を時価としています。

b 買入金銭債権

ブローカー等の第三者から入手した評価額によっています。

c 金銭の信託

信託財産を構成している有価証券の時価は、下記cと同様の方法により評価しています。

d 有価証券

有価証券について、主に上場株式、国債及び上場投資信託については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。地方債や社債については、公表された相場価格を用いています。市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額によっています。

e 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価としています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類、期間に基づく区分毎に、元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引き、貸倒引当金を控除した額を時価としています。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価としています。

【負債】

a 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価としています。また、定期性貯金の時価は、期間に基づく区分毎に、元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた現在価値を時価としています。

b 借入金

固定金利によるものは、一定の期間毎に区分した当該借入金の元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた現在価値を時価としています。

③ 市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含めていません。

	貸借対照表計上額
外部出資	60,748 百万円

(注) 1. 外部出資については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象としていません。

2. 外部出資には、非上場株式 964 百万円を含めています。

④ 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

	1 年以内	1 年超 2 年以内	2 年超 3 年以内	3 年超 4 年以内	4 年超 5 年以内	5 年超
預け金	663,696	—	—	—	—	—
買入金銭債権						
満期保有目的	79	94	—	—	—	—
有価証券						
満期保有目的の債券	5,698	16,133	9,300	4,000	1,400	7,600
その他有価証券のうち 満期があるもの	10,073	8,728	7,473	27,202	34,305	142,923
貸出金	41,653	29,004	27,192	14,411	10,185	61,037
合 計	721,201	53,959	43,966	45,613	45,890	211,561

(注) 1. 貸出金のうち、当座貸越(融資型を除く) 983 百万円については「1 年以内」に含めています。

2. 貸出金のうち、三月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等 41 百万円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

⑤ 借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位:百万円)

	1 年以内	1 年超 2 年以内	2 年超 3 年以内	3 年超 4 年以内	4 年超 5 年以内	5 年超
貯 金	1,065,473	10	60,610	—	—	—
借 用 金	2,900	—	—	—	—	—
合 計	1,068,373	10	60,610	—	—	—

(注) 1. 貯金のうち、要求払貯金については「1 年以内」に含めています。

6 有価証券に関する事項

(1) 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりです。これらには、有価証券のほか、「買入金銭債権」中の貸付債権信託の受益権証書が含まれています。以下(2)まで同様です。

① 満期保有目的の債券

満期保有目的の債券において、種類毎の貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位:百万円)

	種 類	貸借対照表 計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表 計上額を超えるもの	-	-	-	-
	-	-	-	-
	-	-	-	-
	小 計	-	-	-
時価が貸借対照表 計上額を超えないもの	地 方 債	1,827	1,675	△ 152
	社 債	33,274	32,553	△ 720
	外 国 証 券	9,000	8,856	△ 143
	買 入 金 銭 債 権	173	172	△ 0
	小 計	44,275	43,258	△ 1,017
合 計		44,275	43,258	△ 1,017

② その他有価証券

その他有価証券において、種類毎の貸借対照表計上額、取得原価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位:百万円)

	種 類	貸借対照表 計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株 式	2,083	1,342	740
	債 券	-	-	-
	そ の 他 受 益 証 券	23,916	19,880	4,035
	小 計	25,999	21,223	4,776
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株 式	211	225	△ 14
	債 券			
	国 債	43,263	56,336	△ 13,073
	地 方 債	73,742	81,139	△ 7,397
	金 融 債	5,828	6,301	△ 473
	社 債	60,818	63,891	△ 3,073
	外 国 証 券	5,632	6,000	△ 367
	そ の 他 受 益 証 券	4,973	5,228	△ 254
	小 計	194,469	219,124	△ 24,654
合 計		220,469	240,347	△ 19,878

(注) 1. 上記差額合計が、「その他有価証券評価差額金」です。

(2) 当年度中に売却したその他有価証券は次のとおりです。

(単位:百万円)

	売 却 額	売 却 益	売 却 損
株 式	531	274	-
債 券	7,070	-	437
その他	1,684	467	-
合 計	9,286	741	437

7 金銭の信託に関する事項

金銭の信託の保有目的区分別の内訳は次のとおりです。

① 運用目的の金銭の信託

貸借対照表計上額	495 百万円
当年度の損益に含まれた評価差額	一百万円

8 退職給付に関する事項

(1) 退職給付

① 採用している退職給付制度の概要

本会では、確定給付型の制度として、退職一時金制度(非積立型制度であるが、一部に特定退職金共済制度を採用していることにより、積立金制度に区分して記載しています。)を設けています。

退職一時金制度では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しています。また、この制度に加え、退職給付の一部にあてため一般財団法人鹿児島県農協役員共済会との契約に基づく退職金共済制度を採用しています。

本会が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しています。

② 確定給付制度

a 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	240 百万円
退職給付費用	26 百万円
退職給付の支払額	△ 8 百万円
制度への拠出額	△ 17 百万円
期末における退職給付引当金	241 百万円

b 退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

退職給付債務	636 百万円
年金資産	△ 394 百万円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	241 百万円

退職給付引当金 241 百万円

c 退職給付に関連する損益

簡便法で計算した退職給付費用 26 百万円

(2) 人件費には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第 57 条の規定に基づき、旧農林共済組合(存続組合)が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金を含めて計上しています。

なお、当年度において存続組合に対して拠出した特例業務負担金の額は、10 百万円となっています。

また、存続組合より示された令和 8 年 3 月現在における令和 14 年 3 月までの特例業務負担金の将来見込額は、64 百万円となっています。

9 税効果会計に関する事項

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等

繰延税金資産	
貸倒引当金	503 百万円
相互援助積立金	575 百万円
未払奨励金	177 百万円
その他有価証券評価差額金	5,641 百万円
その他	140 百万円
繰延税金資産小計	7,038 百万円
評価性引当額	△ 6,802 百万円
繰延税金資産合計	235 百万円

(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.66%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.82%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△ 2.13%
住民税均等割等	0.70%
評価性引当額の増減	2.91%
税額控除による影響	△ 1.98%
適用税率の相違による影響	△ 1.09%
その他	△ 0.38%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	26.51%

10 キャッシュ・フロー計算書に関する事項

キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)の範囲は、貸借対照表上の「現金」並びに「預け金」中の当座預け金、普通預け金及び通知預け金です。

【令和6年度】

1 重要な会計方針に関する事項

- (1) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しており、金額百万円未満の科目については「0」で表示しています。
- (2) 有価証券(外部出資勘定の株式を含む)の評価基準及び評価方法は、有価証券の保有目的区分毎に次のとおり行っています。
 - ・売買目的有価証券…時価法(売却原価は移動平均法により算定)
 - ・満期保有目的の債券…定額法による償却原価法(売却原価は移動平均法により算定)
 - ・その他有価証券…時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)。

ただし、市場価格のない株式等については原価法(売却原価は移動平均法により算定)。

なお、取得価額と券面金額との差額のうち金利調整と認められる部分については償却原価法による取得価額の修正を行っています。

- (3) 金銭の信託(合同運用を除く。)において信託財産を構成している有価証券の評価基準及び評価方法は、上記(2)の有価証券と同様の方法によっており、信託の契約単位毎に当年度末の信託財産構成物である資産及び負債の評価額の合計額をもって貸借対照表に計上しています。
- (4) テリパティブ取引の評価は、時価法により行っています。
- (5) 有形固定資産の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用し、資産から直接減額して計上しています。

また、主な耐用年数は次のとおりです。

建 物	10年～50年
その他	5年～20年

- (6) 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しています。そのうち自社利用のソフトウェアについては、本会における利用可能期間(5年)に基づいて償却しています。

(7) 引当金の計上方法

① 貸倒引当金

貸倒引当金は、「資産の償却・引当規程」に則し、次のとおり計上しています。

正常先債権及び要注意先債権(要管理債権を含む。)に相当する債権については、将来の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、過去の一定期間における貸倒実績を基礎に、将来の損失発生見込みに係る必要な修正を加えた貸倒実績率の平均値に基づき計上しています。

破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しています。なお、一部の破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を計上しています。

破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しています。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しています。

② 賞与引当金

賞与引当金は、職員への賞与の支払に備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当年度に帰属する額を計上しています。

③ 退職給付引当金

退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当年度末における職員の自己都合退職の場合の要支給額を基礎として計上しています。

④ 相互援助積立金

相互援助積立金は、「鹿児島県JAバンク支援制度要領」に基づき、JAバンクの信用向上に資することを目的として、所要額を計上しています。

⑤ 特例業務負担金引当金

特例業務負担金引当金は、農林漁業団体職員共済組合に対する特例業務負担金の費用に充てるため、当年度末における将来負担見込額を計上しています。

(8) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)の会計処理は、税抜方式によっています。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当年度の費用に計上しています。

2 会計上の見積りに関する事項

会計上の見積りにより当年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

(1) 繰延税金資産の回収可能性

① 当年度に係る計算書類に計上した額

繰延税金資産 227 百万円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の計上は、翌年度以降において、将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積額を限度として行っています。

翌年度以降の課税所得は、事業計画を基礎として、本会が将来獲得可能な課税所得の時期及び金額を合理的に見積もっています。

しかし、これらの見積りは、将来の不確実な経営環境及び本会の経営状況の影響を受けます。よって、実際に課税所得が生じた時期及び金額が見積りと異なった場合には、翌年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(2) 貸倒引当金

① 当年度に係る計算書類に計上した額

貸倒引当金 2,254 百万円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

a 算出方法

貸倒引当金の算出方法は、「1 重要な会計方針に関する事項」(7)引当金の計上方法「①貸倒引当金」に記載しています。

b 主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」です。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しています。

c 翌年度に係る計算書類に及ぼす影響

個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(3) 金融商品の時価

① 当年度に係る計算書類に計上した額

「5 金融商品に関する事項」「(2)金融商品の時価等に関する事項」に記載しています。

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

a 算出方法

金融商品の時価の算出方法は、「5 金融商品に関する事項」「(2)金融商品の時価等に関する事項」「②金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明」に記載しています。

b 主要な仮定

主要な仮定は時価評価モデルに用いるインプットであり、為替相場、イールドカーブ、有価証券の時価等の市場で直接又は間接的に観察可能なインプットのほか、相関係数等の重要な見積りを含む市場で観察できないインプットを使用する場合もあります。

c 翌年度に係る計算書類に及ぼす影響

市場環境の変化等により主要な仮定であるインプットが変化することにより、金融商品の時価が増減する可能性があります。

3 貸借対照表に関する事項

(1) 有形固定資産の減価償却累計額は、678 百万円です。

(2) 担保に供している資産は次のとおりです。

為替決済、県収納代理金融機関事務取扱等の取引の担保として、預け金 66,009 百万円を差し入れています。

(3) 理事、経営管理委員及び監事との間の取引による金銭債権はありません。

(4) 理事、経営管理委員及び監事との間の取引による金銭債務はありません。

(5) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権、貸出条件緩和債権の額及びその合計額は次のとおりです。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	265 百万円
危険債権額	3,432 百万円
三月以上延滞債権額	- 百万円
貸出条件緩和債権額	186 百万円
合計額	3,884 百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態に至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取ができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものです。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものです。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものです。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

(6) 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約です。これらの契約に係る融資未実行残高は 55,262 百万円です。

4 損益計算書に関する事項

(1) 子会社等との取引による収益はありません。

(2) 子会社等との取引による費用はありません。

(3) 貸出金償却は、すでに個別貸倒引当金を引き当てていた債権について、償却額と引当金戻入額を相殺した残額を表示しています。相殺した金額は 219 百万円です。

5 金融商品に関する事項

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

本会は、鹿児島県を事業区域として、県下のJA等が会員となって運営されている相互扶助型の農業専門金融機関であり、地域経済の活性化に資する地域金融機関です。

JAは、農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域へ貸付け、その残りを本会が預かる仕組みとなっています。

本会では、これを原資として、資金を必要とするJAや農業に関連する企業・団体及び、県内の地場企業や団体、地方公共団体などに貸付を行っています。

また、残った資金は農林中央金庫に預け入れるほか、国債や地方債等の債券、投資信託、株式等の有価証券による運用を行っています。

② 金融商品の内容及びそのリスク

本会が保有する金融資産は、主として県内の取引先(及び個人)に対する貸出金(当座貸越契約貸出コミットメントを含む。)、金銭の信託及び有価証券であり、貸出金は、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

金銭の信託は特定金外信託により運用しており、その構成資産は、株式、債券及びデリバティブ取引等であり、運用目的で保有しています。また、有価証券は、主に株式、債券、投資信託であり、満期保有目的、純投資目的(その他目的)で保有しています。

これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されています。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

a 信用リスクの管理

本会は、リスクマネジメント基本方針及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金の信用リスク管理については、個別案件毎の与信審査、与信限度額、信用情報管理、内部格付、保証や担保の設定、問題債権への対応など信用管理に関する体制を整備し運営しています。

これらの信用管理は、融資部のほかリスク審査室により行われ、また、定期的に経営陣によるリスク管理委員会や理事会を開催し、報告しています。さらに、信用管理の状況については、リスク審査室がチェックしています。

有価証券の発行体の信用リスクに関しては、リスク審査室において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しています。

b 市場リスクの管理

(a) 金利リスクの管理

本会は、ALMによって金利の変動リスクを管理しています。

ALMに関する規則及び要領において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、リスク管理委員会において決定されたALMに関する方針に基づき、理事会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っています。

日常的にはリスク審査室において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングしています。

(b) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む投資商品の保有については、ALM委員会及びリスク管理委員会の方針に基づき、理事会の監督の下、余裕金運用規程に従い行われています。

運用にあたっては、運用限度額を設定し、事前審査のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っています。管理部で保有している外部出資の多くは、業務上事業推進目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしています。

これらの情報はリスク審査室を通じ、定期的にリスク管理委員会に報告し、また、半期ごとに理事会へ報告しています。

(c) 市場リスクに係る定量的情報

本会において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「貸出金」、「有価証券」のその他有価証券及び満期保有目的に分類される債券、「貯金」、「借入金」です。

本会では、これらの金融資産及び金融負債について、市場リスク量をVaRにより月次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しています。

本会のVaRは分散共分散法(保有期間1年、信頼区間99.0%、観測期間5年)により算出しており、当年度末現在で本会の市場リスク量(損失額の推計値)は、全体で21,861百万円です。

なお、本会では、バックテストを実施のうえ、VaR計測モデルの妥当性を検証しています。

ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスクを計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは補足できない場合があります。

c 資金調達に係る流動性リスクの管理

本会は、ALMを通じて、適時に資金管理を行うほか、市場環境を考慮した長短の調達バランス調整などによって、流動性リスクを管理しています。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なる場合もあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

① 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めず③に記載しています。

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
預け金	621,815	620,991	△ 824
買入金銭債権			
満期保有目的	459	457	△ 2
金銭の信託			
運用目的の金銭の信託	1,500	1,500	-
有価証券			
満期保有目的の債券	46,585	45,814	△ 771
その他有価証券	229,622	229,622	-
貸出金	204,514		
貸倒引当金	△ 2,254		
貸倒引当金控除後	202,259	200,098	△ 2,160
資産計	1,102,242	1,098,483	△ 3,758
貯金	1,113,838	1,112,402	△ 1,436
借入金	4,700	4,659	△ 40
負債計	1,118,538	1,117,062	△ 1,476

(注) 1. 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

② 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

a 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預け金については、期間に基づく区分毎に、元利金の合計額をリスクフリーレートである翌日物金利スワップ(Overnight Index Swap 以下「OIS」という。)のレートで割り引いた現在価値を時価としています。

b 買入金銭債権

ブローカー等の第三者から入手した評価額によっています。

c 金銭の信託

信託財産を構成している有価証券の時価は、下記cと同様の方法により評価しています。

d 有価証券

有価証券について、主に上場株式、国債及び上場投資信託については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。地方債や社債については、公表された相場価格を用いています。市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額によっています。

e 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価としています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類、期間に基づく区分毎に、元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引き、貸倒引当金を控除した額を時価としています。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価としています。

【負債】

a 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価としています。また、定期性貯金の時価は、期間に基づく区分毎に、元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた現在価値を時価としています。

b 借入金

固定金利によるものは、一定の期間毎に区分した当該借入金の元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた現在価値を時価としています。

③ 市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含めていません。

	貸借対照表計上額
外部出資	60,748 百万円

(注) 1. 外部出資については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第 19 号 2020 年3月 31 日)第5項に基づき、時価開示の対象としていません。

2. 外部出資には、非上場株式 964 百万円を含めています。

④ 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

	1 年以内	1 年超 2 年以内	2 年超 3 年以内	3 年超 4 年以内	4 年超 5 年以内	5 年超
預け金	621,815	-	-	-	-	-
買入金銭債権						
満期保有目的	-	266	192	-	-	-
有価証券						
満期保有目的の債券	7,398	5,698	16,133	8,300	4,000	5,100
その他有価証券のうち満期があるもの	17,974	14,980	9,357	7,112	23,349	164,327
貸出金	36,381	30,133	28,643	26,973	14,364	67,762
合 計	683,569	51,078	54,326	42,385	41,714	237,190

(注) 1. 貸出金のうち、当座貸越(融資型を除く) 453 百万円については「1 年以内」に含めています。

2. 貸出金のうち、三月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等 256 百万円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

⑤ 借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位:百万円)

	1 年以内	1 年超 2 年以内	2 年超 3 年以内	3 年超 4 年以内	4 年超 5 年以内	5 年超
貯 金	1,053,211	16	8	60,600	1	-
借 用 金	1,800	2,900	-	-	-	-
合 計	1,055,011	2,916	8	60,600	1	-

(注) 1. 貯金のうち、要求払貯金については「1 年以内」に含めています。

6 有価証券に関する事項

(1) 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりです。これらには、有価証券のほか、「買入金銭債権」中の貸付債権信託の受益権証書が含まれています。以下(2)まで同様です。

① 満期保有目的の債券

満期保有目的の債券において、種類毎の貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位:百万円)

	種 類	貸借対照表 計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表 計上額を超えるもの	-	-	-	-
	-	-	-	-
	-	-	-	-
	小 計	-	-	-
時価が貸借対照表 計上額を超えないもの	地 方 債	3,021	2,940	△ 80
	社 債	37,564	36,935	△ 628
	外 国 証 券	6,000	5,937	△ 62
	買 入 金 銭 債 権	459	457	△ 2
	小 計	47,044	46,271	△ 773
合 計		47,044	46,271	△ 773

② その他有価証券

その他有価証券において、種類毎の貸借対照表計上額、取得原価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位:百万円)

	種 類	貸借対照表 計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株 式	1,572	1,118	453
	債 券			
	地 方 債	2,000	1,999	0
	社 債	488	487	0
	そ の 他			
	受 益 証 券	14,776	13,502	1,274
	小 計	18,836	17,108	1,728
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株 式	493	526	△ 32
	債 券			
	国 債	48,606	57,819	△ 9,212
	地 方 債	79,530	84,591	△ 5,060
	金 融 債	5,911	6,301	△ 390
	社 債	59,807	62,102	△ 2,294
	外 国 証 券	3,897	4,000	△ 102
	そ の 他			
	受 益 証 券	12,538	13,492	△ 954
	小 計	210,785	228,833	△ 18,047
合 計		229,622	245,942	△ 16,319

(注) 1. 上記差額合計が、「その他有価証券評価差額金」です。

(2) 当年度中に売却したその他有価証券は次のとおりです。

(単位:百万円)

	売 却 額	売 却 益	売 却 損
株 式	666	393	18
債 券	16,366	5	284
その他	1,149	179	-
合 計	18,181	577	303

7 金銭の信託に関する事項

金銭の信託の保有目的区分別の内訳は次のとおりです。

① 運用目的の金銭の信託

貸借対照表計上額	1,500 百万円
当年度の損益に含まれた評価差額	－百万円

8 退職給付に関する事項

(1) 退職給付

① 採用している退職給付制度の概要

本会では、確定給付型の制度として、退職一時金制度(非積立型制度であるが、一部に特定退職金共済制度を採用していることにより、積立金制度に区分して記載しています。)を設けています。

退職一時金制度では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しています。また、この制度に加え、退職給付の一部にあてため一般財団法人鹿児島県農協役員共済会との契約に基づく退職金共済制度を採用しています。

本会が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しています。

② 確定給付制度

a 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	228 百万円
退職給付費用	32 百万円
退職給付の支払額	0 百万円
制度への拠出額	△ 20 百万円
期末における退職給付引当金	240 百万円

b 退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

退職給付債務	634 百万円
年金資産	△ 393 百万円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	240 百万円

退職給付引当金 240 百万円

c 退職給付に関連する損益

簡便法で計算した退職給付費用 32 百万円

(2) 人件費には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第 57 条の規定に基づき、旧農林共済組合(存続組合)が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金を含めて計上しています。

なお、当年度において存続組合に対して拠出した特例業務負担金の額は、9 百万円となっています。

また、存続組合より示された令和 7 年 3 月現在における令和 14 年 3 月までの特例業務負担金の将来見込額は、71 百万円となっています。

9 税効果会計に関する事項

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等

繰延税金資産

貸倒引当金	439 百万円
相互援助積立金	575 百万円
未払奨励金	178 百万円
その他有価証券評価差額金	4,631 百万円
その他	180 百万円
繰延税金資産小計	6,004 百万円
評価性引当額	△ 5,776 百万円
繰延税金資産合計	227 百万円

(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.66%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.97%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△ 2.27%
住民税均等割等	0.89%
評価性引当額の増減	2.37%
税率変更による期末繰延税金資産の増額修正	△ 0.11%
その他	△ 0.04%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	29.47%

(3) 税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債への影響額

「所得税法等の一部を改正する法律」が令和 7 年 3 月 31 日に国会で成立したことに伴い、令和 8 年 4 月 1 日に開始する年度に解消が見込まれる一時差異について、繰延税金資産の計算に使用した法定実効税率は、前事業年度の 27.66%から 28.38%に変更されました。この変更が計算書類に与える影響は軽微です。

10 キャッシュ・フロー計算書に関する事項

キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)の範囲は、貸借対照表上の「現金」並びに「預け金」中の当座預け金、普通預け金及び通知預け金です。

6. 財務諸表の適正性等にかかる確認

確 認 書

1. 私は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの事業年度にかかるディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において関係諸法令に準拠して適正に表示されていることを確認しました。
2. 当該確認を行うにあたり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能されていることを確認しました。
 - (1) 業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
 - (2) 業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。
 - (3) 重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

令和8年7月1日

鹿児島県信用農業協同組合連合会

代表理事理事長 福森 俊一

(注) 財務諸表とは、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書、及び注記表を指しています。

7. 会計監査人の監査

令和6年度及び令和7年度の貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書及び注記表は、農業協同組合法第37条の2第3項の規定に基づき、みのり監査法人の監査を受けております。

Ⅱ. 損益の状況

1. 最近の5事業年度の主要な経営指標

(単位：百万円、口、人、%)

項 目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
経常収益	8,087	7,314	7,381	7,588	9,905
経常利益	270	396	625	429	548
当期剰余金 (当期末処分剰余金)	300 (1,021)	463 (906)	753 (1,359)	303 (1,181)	402 (1,314)
出資金 (出資口数)	39,662 (3,966,227)	39,662 (3,966,226)	39,662 (3,966,225)	39,662 (3,966,224)	39,662 (3,966,223)
純資産額	54,240	50,508	51,846	43,139	39,983
総資産額	1,342,943	1,340,068	1,322,251	1,167,433	1,175,937
貯金等残高	1,273,709	1,275,362	1,259,393	1,113,838	1,126,093
貸出金残高	201,910	207,231	220,324	204,514	183,525
有価証券残高	267,443	281,191	294,562	276,207	264,570
剰余金配当金額	507	-	121	-	-
普通出資配当額	198	-	19	-	-
事業分量配当額	309	-	101	-	-
職員数	117	116	119	122	122
単体自己資本比率	12.93	13.00	13.20	14.25	14.27

(注) 「単体自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農林水産省告示第2号)に基づき算出しております。

2. 利益総括表

(単位：百万円、%)

項 目	令和6年度	令和7年度	増 減
資金運用収支	1,891	2,137	246
役務取引等収支	76	91	14
その他事業収支	△ 241	△ 428	△ 187
事業粗利益 (事業粗利益率)	1,726 (0.14)	1,800 (0.16)	74 (0.02)

- (注) 1. 資金運用収支＝資金運用収益－(資金調達費用－金銭の信託運用見合費用)
2. 役務取引等収支＝役務取引等収益－役務取引等費用
3. その他事業収支＝その他事業収益－その他事業費用
4. 事業粗利益＝資金運用収支＋役務取引等収支＋その他事業収支
5. 事業粗利益率＝事業粗利益／資金運用勘定平均残高×100

事業純益

(単位：百万円)

項 目	令和6年度	令和7年度	増 減
事業純益	97	60	△ 36
実質事業純益	97	60	△ 36
コア事業純益	376	497	121
コア事業純益 (投資信託解約損益を除く)	892	954	62

- (注) 1. 事業純益＝事業収益－(事業費用－金銭の信託運用見合費用)－一般貸倒引当金繰入額
2. 実質事業純益＝事業純益＋一般貸倒引当金繰入額
3. コア事業純益＝実質事業純益－国債等債券関係損益
国債等債券関係損益は、国債等債券売却益、国債等債券償還益、国債等債券売却損、国債等債券償還損、国債等債券償却を通算した損益です。

3. 資金運用収支の内訳

(単位：百万円、%)

項 目	令和6年度			令和7年度		
	平均残高	利 息	利回り	平均残高	利 息	利回り
資金運用勘定	1,191,050	6,844	0.57	1,101,328	9,005	0.82
うち預け金	663,597	4,076	0.61	613,379	5,468	0.89
うち有価証券	306,793	1,395	0.45	291,006	2,065	0.71
うち貸出金	219,914	1,369	0.62	196,620	1,470	0.75
資金調達勘定	1,184,111	6,582	0.56	1,098,275	8,607	0.78
うち貯金・定積	1,181,648	4,958	0.42	1,094,866	6,870	0.63
うち借入金	4,872	-	-	4,153	-	-
総資金利ざや			0.01			0.04

(注) 1. 総資金利ざや＝資金運用利回り－資金調達原価率

資金調達原価率＝(資金調達費用(貯金利息＋譲渡性貯金利息＋売現先利息＋債券貸借取引支払利息＋借入金利息＋金利スワップ支払利息＋その他支払利息(支払雑利息等))＋経費－金銭の信託運用見合費用)／(貯金＋譲渡性貯金＋売現先勘定＋債券貸借取引受入担保金＋借入金＋その他(貸付留保金、従業員預り金等)－金銭の信託運用見合額)×100

2. 資金運用勘定の「うち預け金」の利息には、受取奨励金および受取特別配当金が含まれています。

3. 資金調達勘定の「うち貯金・定積」の利息には、支払奨励金が含まれています。

4. 資金調達勘定計の平均残高及び利息は金銭の信託運用見合額及び金銭の信託運用見合費用を控除しています。

4. 受取・支払利息の増減額

(単位：百万円)

項 目	令和6年度増減額	令和7年度増減額
受取利息	729	2,160
うち預け金	777	1,391
うち有価証券	△ 22	670
うち貸出金	△ 21	100
支払利息	193	1,912
うち貯金・定積	193	1,912
差 引	536	248

(注) 1. 増減額は前年度対比です。

2. 受取利息の「うち預け金」には、受取奨励金及び受取特別配当金が含まれています。

3. 支払利息の「うち貯金・定積」には、支払奨励金が含まれています。

4. 支払利息計の増減額は金銭の信託運用見合費用控除後の支払利息額の増減額です。

Ⅲ. 事業の概況

1. 貯金に関する指標

(1) 科目別貯金平均残高

(単位：百万円、%)

種 類	令和6年度		令和7年度		増 減
流 動 性 貯 金	67,844	(5.8)	64,192	(5.9)	△ 3,651
定 期 性 貯 金	1,113,413	(94.2)	1,030,285	(94.1)	△ 83,128
そ の 他 の 貯 金	390	(0.0)	387	(0.0)	△ 3
計	1,181,648	(100.0)	1,094,866	(100.0)	△ 86,782
譲 渡 性 貯 金	-	(-)	-	(-)	-
合 計	1,181,648	(100.0)	1,094,866	(100.0)	△ 86,782

(注) 1. 流動性貯金＝当座貯金＋普通貯金＋貯蓄貯金＋通知貯金
 2. 定期性貯金＝定期貯金＋定期積金
 3. () 内は構成比です。

(2) 定期貯金残高

(単位：百万円、%)

種 類	令和6年度		令和7年度		増 減
定期貯金	1,034,174	(100.0)	1,047,307	(100.0)	13,133
うち固定金利定期	1,034,174	(100.0)	1,047,307	(100.0)	13,133
うち変動金利定期	-	(-)	-	(-)	-

(注) 1. 固定金利定期：預入時に満期日までの利率が確定する定期貯金
 2. 変動金利定期：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期貯金
 3. () 内は構成比です。

2. 貸出金等に関する指標

(1) 科目別貸出金平均残高

(単位：百万円)

種 類	令和6年度	令和7年度	増 減
手 形 貸 付	2,608	2,467	△ 141
証 書 貸 付	141,935	138,627	△ 3,308
当 座 貸 越	5,963	6,563	600
金 融 機 関 貸 付	69,406	48,961	△ 20,444
割 引 手 形	-	-	-
合 計	219,914	196,620	△ 23,293

(2) 貸出金の金利条件別内訳残高

(単位：百万円、%)

種 類	令和6年度		令和7年度		増 減
固 定 金 利 貸 出	172,394	(84.3)	154,494	(84.3)	△ 17,900
変 動 金 利 貸 出	32,119	(15.7)	29,031	(15.7)	△ 3,087
合 計	204,514	(100.0)	183,525	(100.0)	△ 20,988

(注) () 内は構成比です。

(3) 貸出金の担保別内訳残高

(単位：百万円)

種 類	令和6年度	令和7年度	増 減
貯 金 ・ 定 期 積 金 等	1,458	2,332	873
有 価 証 券	-	-	-
動 産	-	-	-
不 動 産	30,120	29,560	△ 560
そ の 他 担 保 物	5,138	5,106	△ 32
小 計	36,718	36,998	280
農業信用基金協会保証	372	393	21
そ の 他 保 証	280	280	-
小 計	652	673	21
信 用	167,143	145,853	△ 21,289
合 計	204,514	183,525	△ 20,988

(4) 債務保証の担保別内訳残高

(単位：百万円)

種 類	令和6年度	令和7年度	増 減
貯金・有価証券等	-	-	-
動 産 ・ 不 動 産	1,649	1,728	78
そ の 他 担 保 物	20	19	△ 1
小 計	1,670	1,748	77
信 用	-	-	-
合 計	1,670	1,748	77

(5) 貸出金の使途別内訳残高

(単位：百万円、%)

種 類	令和6年度		令和7年度		増 減
設 備 資 金	27,798	(13.6)	26,853	(14.6)	△ 944
運 転 資 金	176,715	(86.4)	156,672	(85.4)	△ 20,043
合 計	204,514	(100.0)	183,525	(100.0)	△ 20,988

(注) () 内は構成比です。

(6) 貸出金の業種別残高

(単位：百万円、%)

種 類	令和6年度		令和7年度		増 減
農 業	2,667	(1.3)	3,445	(1.9)	777
林 業	-	-	-	-	-
水 産 業	-	-	-	-	-
製 造 業	4,027	(2.0)	3,778	(2.1)	△ 249
鉱 業	-	-	-	-	-
建 設 業	1,150	(0.6)	1,243	(0.7)	93
電気・ガス・熱供給・水道業	8,304	(4.1)	7,733	(4.2)	△ 570
運 輸 ・ 通 信 業	1,345	(0.6)	1,242	(0.7)	△ 103
卸売・小売・飲食業	3,698	(1.8)	4,225	(2.3)	526
金 融 ・ 保 険 業	75,864	(37.1)	60,825	(33.1)	△ 15,039
不 動 産 業	6,147	(3.0)	5,306	(2.9)	△ 840
サ ー ビ ス 業	22,656	(11.1)	19,847	(10.8)	△ 2,808
地 方 公 共 団 体	68,709	(33.6)	66,061	(36.0)	△ 2,648
そ の 他	9,941	(4.8)	9,815	(5.3)	△ 125
合 計	204,514	(100.0)	183,525	(100.0)	△ 20,988

(注) () 内は構成比（貸出金全体に対する割合）です。

(7) 主要な農業関係の貸出金残高

① 営農類型別

(単位：百万円)

種 類	令和6年度	令和7年度	増 減
農 業	3,047	4,073	1,026
穀 作	818	1,375	557
野 菜 ・ 園 芸	284	281	△ 2
果 樹 ・ 樹 園 農 業	10	-	△ 10
工 芸 作 物	-	-	-
養 豚 ・ 肉 牛 ・ 酪 農	1,590	1,717	126
養 鶏 ・ 養 卵	19	27	7
養 蚕	-	-	-
そ の 他 農 業	324	672	348
農業関連団体等	12,354	12,715	360
合 計	15,401	16,788	1,387

(注) 1. 農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人および農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に関係する事業に必要な資金等が該当します。

なお、上記(6)の貸出金の業種別残高の「農業」は、農業者や農業法人等に対する貸出金の残高です。

2. 「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置づけられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者等が含まれています。

3. 「農業関連団体等」には、JAや経済連とその子会社等が含まれています。

②資金種類別

〔貸出金〕

(単位：百万円)

種 類	令和6年度	令和7年度	増 減
プロパー資金	15,401	16,788	1,387
農業制度資金	-	-	-
農 業 近 代 化 資 金	-	-	-
そ の 他 制 度 資 金	-	-	-
合 計	15,401	16,788	1,387

- (注) 1. プロパー資金とは、本会原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。
2. 農業制度資金には、①地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことで本会が低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは①の転貸資金と②を対象としています。
3. その他制度資金には、農業経営改善促進資金(スーパーS資金)や農業経営負担軽減支援資金などが該当します。

〔受託貸付金〕

(単位：百万円)

種 類	令和6年度	令和7年度	増 減
日本政策金融公庫資金	6,917	7,316	398
その他	128	118	△ 10
合 計	7,046	7,434	388

- (注) 日本政策金融公庫資金は、農業(旧農林漁業金融公庫)にかかる資金をいいます。

(8) 農協法に基づく開示債権の状況及び金融再生法開示債権区分に基づく保全状況(リレバン)

(単位：百万円)

債 権 区 分		債権額	保 全 額			
			担 保	保 証	引 当	合 計
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	令和6年度	265	32	23	209	265
	令和7年度	31	-	23	7	31
危 険 債 権	令和6年度	3,432	2,111	26	1,261	3,399
	令和7年度	3,846	2,239	22	1,570	3,831
要 管 理 債 権	令和6年度	186	186	-	-	186
	令和7年度	289	71	-	-	71
三月以上延滞債権	令和6年度	-	-	-	-	-
	令和7年度	10	-	-	-	-
貸出条件緩和債権	令和6年度	186	186	-	-	186
	令和7年度	278	71	-	-	71
小 計	令和6年度	3,884	2,330	50	1,470	3,851
	令和7年度	4,167	2,310	46	1,578	3,935
正 常 債 権	令和6年度	202,482				
	令和7年度	181,281				
合 計	令和6年度	206,367				
	令和7年度	185,448				

- (注) 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権
破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。
2. 危険債権
債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。
3. 要管理債権
農協法上の「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額をいいます。
4. 三月以上延滞債権
元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものをいいます。
5. 貸出条件緩和債権
債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。
6. 正常債権
債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、1. 2. 4. 5. に掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

(9) 元本補填契約のある信託にかかる農協法に基づく開示債権の状況

該当する取引はありません。

(10) 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

区 分	令和 6 年度					令和 7 年度				
	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	909	784	-	909	784	784	740	-	784	740
個別貸倒引当金	1,334	1,470	219	1,115	1,470	1,470	1,578	195	1,275	1,578
合 計	2,244	2,254	219	2,024	2,254	2,254	2,318	195	2,059	2,318

(11) 貸出金償却の額

(単位：百万円)

項 目	令和 6 年度	令和 7 年度
貸出金償却額	-	-

(注) 個別貸倒引当金の目的取崩額と償却額を相殺して表示しています。

3. 有価証券に関する指標

(1) 種類別有価証券平均残高

(単位：百万円)

種 類	令和 6 年度	令和 7 年度	増 減
国 債	65,158	57,611	△ 7,547
地 方 債	92,870	86,740	△ 6,130
政 府 保 証 債	-	-	-
金 融 債	9,109	6,300	△ 2,808
短 期 社 債	-	-	-
社 債	102,220	99,174	△ 3,046
外 国 証 券	6,855	13,908	7,052
株 式	1,514	1,632	117
そ の 他 の 証 券	29,065	25,640	△ 3,424
合 計	306,793	291,006	△ 15,786

(2) 商品有価証券種類別平均残高

該当する取引はありません。

(3) 有価証券残存期間別残高

(単位：百万円)

種 類	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合 計
令和 6 年度								
国 債	-	-	-	7,933	6,152	34,520	-	48,606
地 方 債	5,498	423	1,708	35,080	26,573	15,268	-	84,552
政 府 保 証 債	-	-	-	-	-	-	-	-
金 融 債	-	977	851	4,082	-	-	-	5,911
短 期 社 債	-	-	-	-	-	-	-	-
社 債	14,589	29,934	30,378	15,806	487	6,664	-	97,860
株 式	-	-	-	-	-	-	2,065	2,065
外 国 証 券	997	3,500	2,500	-	2,900	-	-	9,897
そ の 他 の 証 券	2,300	7,789	3,228	-	6,088	-	7,907	27,314
令和 7 年度								
国 債	-	-	-	8,156	4,066	31,040	-	43,263
地 方 債	-	229	16,863	21,433	23,553	13,489	-	75,569
政 府 保 証 債	-	-	-	-	-	-	-	-
金 融 債	-	978	3,049	1,800	-	-	-	5,828
短 期 社 債	-	-	-	-	-	-	-	-
社 債	12,260	28,801	33,549	10,929	1,425	7,126	-	94,092
株 式	-	-	-	-	-	-	2,294	2,294
外 国 証 券	1,500	5,000	1,474	-	6,657	-	-	14,632
そ の 他 の 証 券	-	3,054	7,168	-	6,464	-	12,203	28,889

4. 有価証券の時価情報等

(1) 有価証券の時価情報

a 売買目的有価証券

該当する取引はありません。

b 満期保有目的の債券

(単位：百万円)

	種 類	令和6年度			令和7年度		
		貸借対照表計上額	時 価	差 額	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国 債	-	-	-	-	-	-
	地 方 債	-	-	-	-	-	-
	政 府 保 証 債	-	-	-	-	-	-
	金 融 債	-	-	-	-	-	-
	短 期 社 債	-	-	-	-	-	-
	社 債	-	-	-	-	-	-
	外 国 証 券	-	-	-	-	-	-
	そ の 他 の 証 券	-	-	-	-	-	-
	小 計	-	-	-	-	-	-
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国 債	-	-	-	-	-	-
	地 方 債	3,021	2,940	△ 80	1,827	1,675	△ 152
	政 府 保 証 債	-	-	-	-	-	-
	金 融 債	-	-	-	-	-	-
	短 期 社 債	-	-	-	-	-	-
	社 債	37,564	36,935	△ 628	33,274	32,553	△ 720
	外 国 証 券	6,000	5,937	△ 62	9,000	8,856	△ 143
	そ の 他 の 証 券	-	-	-	-	-	-
	小 計	46,585	45,814	△ 771	44,101	43,085	△ 1,016
合 計		46,585	45,814	△ 771	44,101	43,085	△ 1,016

c その他の有価証券

(単位：百万円)

	種 類	令和6年度			令和7年度		
		貸借対照表計上額	取得価額	差 額	貸借対照表計上額	取得価額	差 額
貸借対照表計上額が取得価額を超えるもの	株 式	1,572	1,118	453	2,083	1,342	740
	債 券	2,488	2,487	0	-	-	-
	国 債	-	-	-	-	-	-
	地 方 債	2,000	1,999	0	-	-	-
	金 融 債	-	-	-	-	-	-
	短 期 社 債	-	-	-	-	-	-
	社 債	488	487	0	-	-	-
	そ の 他	14,776	13,502	1,274	23,916	19,880	4,035
	外 国 証 券	-	-	-	-	-	-
	その他の証券	14,776	13,502	1,274	23,916	19,880	4,035
	小 計	18,836	17,108	1,728	25,999	21,223	4,776
貸借対照表計上額が取得価額を超えないもの	株 式	493	526	△ 32	211	225	△ 14
	債 券	193,856	210,815	△ 16,958	183,652	207,670	△ 24,017
	国 債	48,606	57,819	△ 9,212	43,263	56,336	△ 13,073
	地 方 債	79,530	84,591	△ 5,060	73,742	81,139	△ 7,397
	金 融 債	5,911	6,301	△ 390	5,828	6,301	△ 473
	短 期 社 債	-	-	-	-	-	-
	社 債	59,807	62,102	△ 2,294	60,818	63,891	△ 3,073
	そ の 他	16,435	17,492	△ 1,056	10,605	11,228	△ 622
	外 国 証 券	3,897	4,000	△ 102	5,632	6,000	△ 367
	その他の証券	12,538	13,492	△ 954	4,973	5,228	△ 254
	小 計	210,785	228,833	△ 18,047	194,469	219,124	△ 24,654
合 計		229,622	245,942	△ 16,319	220,469	240,347	△ 19,878

(2) 金銭の信託の時価情報

a 運用目的の金銭の信託

(単位：百万円)

	令和6年度		令和7年度	
	貸借対照表計上額	当年度の損益に含まれた評価差額	貸借対照表計上額	当年度の損益に含まれた評価差額
運用目的の金銭の信託	1,500	-	495	-

b 満期保有目的の金銭の信託

該当する取引はありません。

c その他の金銭の信託

該当する取引はありません。

(3) デリバティブ取引等

(デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券関連店頭デリバティブ取引)

該当する取引はありません。

IV. 経営諸指標

1. 利益率

(単位：％)

項 目	令和6年度	令和7年度	増 減
総資産経常利益率	0.03	0.05	0.02
純資産経常利益率	0.72	0.91	0.19
総資産当期純利益率	0.02	0.03	0.01
純資産当期純利益率	0.51	0.67	0.16

- (注) 1. 総資産経常利益率＝経常利益／総資産（債務保証見返を除く）平均残高×100
2. 純資産経常利益率＝経常利益／純資産勘定平均残高×100
3. 総資産当期純利益率＝当期剰余金（税引後）／総資産（債務保証見返を除く）平均残高×100
4. 純資産当期純利益率＝当期剰余金（税引後）／純資産勘定平均残高×100

2. 貯貸率・貯証率

(単位：％)

区 分		令和6年度	令和7年度	増 減
貯 貸 率	期 末	18.4	16.3	△ 2.1
	期 中 平 均	18.6	18.0	△ 0.6
貯 証 率	期 末	24.8	23.5	△ 1.3
	期 中 平 均	26.0	26.6	0.6

- (注) 1. 貯貸率（期 末）＝貸出金残高／貯金残高×100
2. 貯貸率（期中平均）＝貸出金平均残高／貯金平均残高×100
3. 貯証率（期 末）＝有価証券残高／貯金残高×100
4. 貯証率（期中平均）＝有価証券平均残高／貯金平均残高×100

V. 自己資本の充実の状況

1. 自己資本の状況

【自己資本比率の状況】

本会では、多様化するリスクに対応するとともに、会員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。内部留保の増加に努めるとともに、不良債権処理および業務の効率化等に取り組んだ結果、令和8年3月末における自己資本比率は、14.27%となりました。

【経営の健全性の確保と自己資本の充実】

本会の自己資本は会員からの普通出資金により調達しています。

普通出資金

項 目	内 容
発行主体	鹿児島県信用農業協同組合連合会
資本調達手段の種類	普通出資金
コア資本に係る基礎項目に算入した額	39,662 百万円（前年度 39,662 百万円）

自己資本比率の算出にあたっては、「自己資本比率算出規程」及び「自己資本比率算出事務要領」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出しています。

また、これに基づき、本会における信用リスクやオペレーショナル・リスクに対応した十分な自己資本の維持に努めています。

(1) 自己資本の構成

(単位：百万円)

項目	令和6年度	令和7年度
コア資本に係る基礎項目		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員資本の額	59,459	59,862
うち、出資金及び資本準備金の額	39,662	39,662
うち、再評価積立金の額	-	-
うち、利益剰余金の額	19,797	20,200
うち、外部流出予定額(△)	-	-
うち、上記以外に該当するものの額	△ 0	△ 0
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	2,812	2,768
うち、一般貸倒引当金及び相互援助積立金コア資本算入額	2,812	2,768
うち、適格引当金コア資本算入額	-	-
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	62,271	62,630
コア資本に係る調整項目		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	0	0
うち、のれんに係るものの額	-	-
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものの以外の額	0	0
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	-	-
適格引当金不足額	-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-
前払年金費用の額	-	-
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-
少数出資金金融機関等の対象普通出資等の額	-	-
特定項目に係る10パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-
特定項目に係る15パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	0	0
自己資本		
自己資本の額 (イ) - (ロ) (ハ)	62,271	62,630
リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額	433,331	435,177
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いずに算出したリスク・アセットの額を控除した額(△)	-	-
マーケット・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	-	-
勘定間の振替分	-	-
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	3,468	3,512
資本フロア調整額	-	-
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	436,799	438,690
自己資本比率		
自己資本比率 (ハ) / (ニ)	14.25%	14.27%

(注) 1. 農協法第11条の2第1項第1号の規定に基づく組合の経営の健全性を判断するための基準に係る算式に基づき算出しています。なお、本会は国内基準を採用しています。

2. 本会は、信用リスク・アセット額の算出にあたっては標準的手法を、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額にあたっては標準的計測手法で算出しており、算出に使用するILMについては、告示第250条第1項第3号に基づき「I」を使用しています。

(2) 自己資本の充実度に関する事項

信用リスク・アセットの額および信用リスクに対する所要自己資本の額ならびに区分ごとの内訳

(単位：百万円)

		令和6年度			令和7年度		
		エクスポージャーの 期末残高	リスク・ アセット額 a	所要 自己資本額 b = a × 4%	エクスポージャーの 期末残高	リスク・ アセット額 a	所要 自己資本額 b = a × 4%
現金		512	-	-	417	-	-
我が国の中央政府及び中央銀行向け		57,851	-	-	56,368	-	-
我が国の地方公共団体向け		158,422	-	-	149,126	-	-
地方公共団体金融機構向け		3,997	399	15	4,998	499	19
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け		652,565	131,283	5,251	694,000	139,376	5,575
（うち第一種金融商品取引業者および保険会社向け）		18,245	4,420	176	17,546	4,211	168
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）		124,967	52,434	2,097	136,252	61,726	2,469
中堅中小企業等向けおよび個人向け		26,458	21,612	864	13,079	10,605	424
不動産関連向け		5,910	5,890	235	5,823	5,880	235
（うち自己居住用不動産等向け）		51	36	1	49	34	1
（うち賃貸用不動産向け）		1,134	729	29	1,015	666	26
（うち事業用不動産関連向け）		4,724	5,125	205	4,758	5,179	207
劣後債権及びその他資本性証券等		1,490	1,490	59	1,088	1,360	54
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）		3,861	1,958	78	4,124	2,610	104
取立未済手形		21	4	0	20	4	0
信用保証協会等による保証付		374	37	1	415	41	1
株式等		4,061	4,061	162	3,984	5,179	207
上記以外		65,402	161,399	6,455	66,205	163,548	6,541
（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通 出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外 のものに係るエクスポージャー）		5,614	14,035	561	6,517	16,292	651
（うち農林中央金庫または農業協同組合連合会の対象資本調 達手段に係るエクスポージャー）		58,331	145,828	5,833	58,331	145,828	5,833
（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエ クスポージャー）		52	130	5	46	117	4
（うち上記以外のエクスポージャー）		1,404	1,404	56	1,309	1,309	52
証券化		4,968	993	39	1,877	375	15
（うちSTC・不良債権証券化適用対象外分）		4,968	993	39	1,877	375	15
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー		75,473	51,765	2,070	60,764	43,968	1,758
（うちルックスルー方式）		75,473	51,765	2,070	60,764	43,968	1,758
標準的手法を適用するエクスポージャー計		1,186,341	433,331	17,333	1,198,548	435,177	17,407
合計（信用リスク・アセットの額）		1,186,341	433,331	17,333	1,198,548	435,177	17,407
オペレーショナル・リスク に対する所要自己資本の額 ＜標準的計測手法＞	オペレーショナル・リスク 相当額を8%で除して得た額 a		所要 自己資本額 b = a × 4%		オペレーショナル・リスク 相当額を8%で除して得た額 a		所要 自己資本額 b = a × 4%
			3,468	138		3,512	140
所要自己資本額	リスク・アセット等 （分母）合計 a		所要 自己資本額 b = a × 4%		リスク・アセット等 （分母）合計 a		所要 自己資本額 b = a × 4%
			436,799	17,471		438,690	17,547

オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本額の概要

(単位：百万円)

	令和6年度	令和7年度
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	3,468	3,512
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額	138	140
B I	2,312	2,341
B I C	277	280

- (注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。
- 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
 - 重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
 - 3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。
4. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
5. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。
6. オペレーショナル・リスク相当額は標準的計測手法により算出しています。算出に使用する I L Mは告示第 250 条第 1 項第 3 号に基づき「1」を使用しています。

2. 信用リスクに関する事項

【リスク管理の方針及び手続の概要】

「信用リスク」とは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産（オフバランス資産を含む）の価値が減少ないし消失し、損失を被るリスクです。

本会では、リスクを確実に認識し、評価・計測し、報告するための態勢として、リスク管理に関する規程類を整備し、以下の内容により信用リスクを管理しています。

○リスクマネジメント規程等

- ・信用リスク管理の方針として、良質な貸出資産の積み上げを基本に、業種集中及び大口集中等によるリスクを回避することにより安定的な収益の確保をはかっています。
- ・与信先の債務償還能力に関して、定量的・定性的分析を行い合理的に判定するため、内部格付を実施しています。内部格付は、本会の統一的基準であり、内部格付に基づき「ポートフォリオマネジメントの実践」「自己査定の実施」「シーリングの設定」を行っています。
- ・資産の債務者区分・分類査定を行うため、自己査定を行っています。自己査定は、全ての資産を個別に検討・分析し、回収不能又は価値毀損の危険性の度合に応じて債務者区分・分類査定を行うものです。
自己査定を行うことにより、保有する信用リスクポートフォリオの適正な分析を通じて、回収不能・価値毀損の可能性を正しく認識し、適切な償却・引当を実施することにより財務の健全性維持・確保をはかっています。
- ・個別審査については、けん制機能を発揮させるために、一次審査部門と二次審査部門を分離し、審査会において、信用リスク・金利リスク等について審査しています。
- ・与信が特定業種・特定グループ等へ集中するリスクを回避するため、シーリングを行っています。シーリングにより、同一人等に対する信用供与等限度額を定めるなど、信用リスクの分散をはかっています。
- ・常勤理事や各部長で構成するリスク管理委員会を四半期ごとに開催し、本会が保有するリスク量やリスク内容及び対応方針を決定しています。

○本会における貸倒引当金は、「資産の償却・引当規程」に基づき計上しています。

- ・債権の償却・引当は、自己査定結果に基づく債務者区分に応じて行っています。
- ・債務者区分は、「正常先」「要注意先」「破綻懸念先」「実質破綻先」「破綻先」の5区分です。
- ・正常先、要注意先に対する債権については、過去の貸倒実績率に基づき算出した将来発生が見込まれる損失について、貸倒引当金を計上しています。
- ・破綻懸念先、実質破綻先及び破綻先に対する債権については、損失が見込まれるⅢ分類及び回収が不可能なⅣ分類について、債務者個別に貸倒引当金を計上しています。

【標準的手法に関する事項】

自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は、告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出におけるリスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

- ①リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付は、以下の適格格付機関による依頼格付のみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適 格 格 付 機 関
株式会社格付投資情報センター（R&I）
株式会社日本格付研究所（JCR）
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（Moody's）
S&Pグローバル・レーティング（S&P）
フィッチレーティングスリミテッド（Fitch）

- ②リスク・ウェイトの判定に当たり使用するエクスポージャーごとの適格格付機関の格付または
 カントリー・リスク・スコアは以下のとおりです。

エクスポージャー	適 格 格 付 機 関	カントリー・リスク ・スコア
中央政府および中央銀行		日本貿易保険
外国の中央政府等以外の公共部門向け エクスポージャー		日本貿易保険
国際開発銀行向けエクスポージャー	R&I、JCR、Moody's、S&P、Fitch	
金融機関向けエクスポージャー	R&I、JCR、Moody's、S&P、Fitch	
法人等向けエクスポージャー	R&I、JCR、Moody's、S&P、Fitch	

(注)「リスク・ウェイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

(1) 信用リスクに関するエクスポージャー（地域別・業種別・残存期間別）および延滞エクスポージャーの期末残高

(単位：百万円)

（単位：百万円）

		令和6年度					令和7年度				
		信用リスクに関するエクスポージャーの残高				延滞エク スポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高				延滞エク スポージャー
			うち 貸出金等	うち債券	うち店頭 デリバティブ			うち 貸出金等	うち債券	うち店頭 デリバティブ	
	国 内	1,095,869	153,883	254,128	-	3,861	1,120,829	148,685	243,049	-	4,124
	国 外	10,029	-	10,029	-	-	15,075	-	15,075	-	
地域別残高計		1,105,898	153,883	264,158	-	3,861	1,135,905	148,685	258,125	-	4,124
法人	農 業	3,426	3,426	-	-	249	4,221	4,221	-	-	249
	林 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	水産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	製造業	39,480	3,988	34,527	-	57	36,464	3,795	31,734	-	178
	鉱 業	400	-	400	-	-	400	-	400	-	-
	建設・不動産業	12,405	7,007	5,192	-	903	11,965	6,114	5,696	-	864
	電気・ガス・ 熱供給・水道業	23,202	8,320	14,825	-	-	19,402	7,914	11,434	-	502
	運輸・通信業	14,962	1,395	12,409	-	-	18,061	1,312	15,632	-	-
	金融・保険業	749,649	25,001	43,072	-	223	794,924	24,205	46,620	-	-
	卸売・小売・ 飲食・サービス業	41,322	34,709	6,207	-	2,327	41,511	33,860	7,211	-	2,234
	日本国政府・ 地方公共団体	216,274	68,751	147,522	-	-	205,494	66,097	139,396	-	-
	上記以外	1,943	-	-	-	-	1,754	-	-	-	-
	個 人	1,279	1,279	-	-	100	1,162	1,162	-	-	94
	その他	1,552	-	-	-	-	542	-	-	-	-
業種別残高計		1,105,898	153,883	264,158	-	3,861	1,135,905	148,685	258,125	-	4,124
1年以下		628,600	13,126	21,127	-		664,173	21,504	13,815	-	
1年超 3年以下		75,547	12,489	35,058	-		86,684	15,399	35,283	-	
3年超 5年以下		62,258	25,737	36,521	-		79,062	21,009	58,052	-	
5年超 7年以下		86,130	19,116	67,013	-		64,775	18,278	46,497	-	
7年超 10年以下		85,778	47,818	37,960	-		80,590	41,903	38,686	-	
10年超		83,207	16,730	66,477	-		81,738	15,948	65,789	-	
期限の定めのないもの		84,374	18,864	-	-		78,880	14,639	-	-	
残存期間別残高計		1,105,898	153,883	264,158	-		1,135,905	148,685	258,125	-	

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「うち貸出金等」には、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。なお、コミットメントとは、契約した期間・融資枠の範囲内、お客さまのご請求に基づき、金融機関が融資を実行することを約束する契約における融資可能残額のことです。
3. 「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引をいいます。
4. 「延滞エクスポージャー」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。
- ① 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
 - ② 重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
 - ③ 3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。

(2) 貸倒引当金の期末残高及び期中増減額

a 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

	令和6年度					令和7年度				
	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	909	784	-	909	784	784	740	-	784	740
個別貸倒引当金	1,334	1,470	219	1,115	1,470	1,470	1,578	195	1,275	1,578

b 業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

(単位：百万円)

（単位：百万円）

		令和6年度						令和7年度					
		個別貸倒引当金					貸出金 償却	個別貸倒引当金					貸出金 償却
		期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高		期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	
				目的 使用	その他					目的 使用	その他		
	国 内	1,334	1,470	219	1,115	1,470		1,470	1,578	195	1,275	1,578	
	国 外	-	-	-	-	-		-	-	-	-	-	
	地域別計	1,334	1,470	219	1,115	1,470		1,470	1,578	195	1,275	1,578	
法人	農 業	205	218	-	205	218	-	218	216	-	218	216	-
	林 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	水産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	製造業	15	10	-	15	10	-	10	0	-	10	0	-
	鉱 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	建設・不動産業	67	383	-	67	383	-	383	189	-	383	189	-
	電気・ガス・ 熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-	-	502	-	-	502	-
	運輸・通信業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	金融・保険業	157	199	-	157	199	-	199	-	195	4	-	-
	卸売・小売・ 飲食・サービス業	843	615	219	624	615	-	615	628	-	615	628	-
	日本国政府・ 地方公共団体	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	上記以外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
個 人	45	43	-	45	43	-	43	39	-	43	39	-	
業種別計		1,334	1,470	219	1,115	1,470	-	1,470	1,578	195	1,275	1,578	-

(注) 一般貸倒引当金については業種別の算定を行っていないため、個別貸倒引当金のみ記載しています。

(3) 信用リスク・アセット残高内訳表

[令和6年度]

(単位：百万円)

項目	リスク・ウェイト (%)	CCF・信用リスク 削減効果適用前		CCF・信用リスク 削減効果適用後			リスク・ウェイトの 加重平均値 (%)
		オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	信用リスク・アセットの額	
		A	B	C	D	E	F (=E/(C+D))
現金	0	512	-	512	-	-	0
我が国の中央政府及び中央銀行向け	0	57,851	-	57,851	-	-	0
外国の中央政府及び中央銀行向け	0～150	-	-	-	-	-	-
国際決済銀行等向け	0	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	0	158,422	-	158,422	-	-	0
外国の中央政府等以外の公共部門向け	20～150	-	-	-	-	-	-
国際開発銀行向け	0～150	-	-	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	10～20	3,997	-	3,997	-	399	10
我が国の政府関係機関向け	10～20	-	-	-	-	-	-
地方三公社向け	20	-	-	-	-	-	-
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	20～150	652,565	-	652,538	-	131,283	20
（うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）	20～150	18,245	-	18,245	-	4,420	24
カバード・ボンド向け	10～100	-	-	-	-	-	-
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	20～150	123,164	6,237	122,623	1,802	52,434	42
（うち特定貸付債権向け）	20～150	-	-	-	-	-	-
中堅中小企業等向け及び個人向け	45～100	26,094	512	25,475	363	21,612	84
（うちトラランザクター向け）	45	-	-	-	-	-	-
不動産関連向け	20～150	5,910	-	5,898	-	5,890	100
（うち自己居住用不動産等向け）	20～75	51	-	51	-	36	70
（うち賃貸用不動産向け）	30～150	1,134	-	1,132	-	729	64
（うち事業用不動産関連向け）	70～150	4,724	-	4,713	-	5,125	109
（うちその他不動産関連向け）	60	-	-	-	-	-	-
（うちADC向け）	100～150	-	-	-	-	-	-
劣後債権及びその他資本性証券等	150	1,490	-	1,490	-	1,490	100
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	50～150	2,390	13	2,363	0	1,958	83
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	100	-	-	-	-	-	-
取立未済手形	20	21	-	21	-	4	20
信用保証協会等による保証付	0～10	374	-	374	-	37	10
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	10	-	-	-	-	-	-
株式等	250～400	4,061	-	4,061	-	4,061	100
上記以外	100～1250	65,402	-	65,402	-	161,399	247
（うち重要な出資のエクスポージャー）	1250	-	-	-	-	-	-
（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）	250～400	5,614	-	5,614	-	14,035	250
（うち農林中央金庫の対象資本調達手段に係るエクスポージャー）	250	58,331	-	58,331	-	145,828	250
（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）	250	52	-	52	-	130	250
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー）	250	-	-	-	-	-	-
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー）	150	-	-	-	-	-	-
（うち右記以外のエクスポージャー）	100	1,404	-	1,404	-	1,404	100
証券化	-	4,968	-	4,968	-	993	20
（うちSTC要件適用分）	-	-	-	-	-	-	-
（うち短期STC要件適用分）	-	-	-	-	-	-	-
（うち不良債権証券化適用分）	-	-	-	-	-	-	-
（うちSTC・不良債権証券化適用対象外分）	-	4,968	-	4,968	-	993	20
再証券化	-	-	-	-	-	-	-
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	-	75,473	-	75,473	-	51,765	69
未決済取引	-					-	
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額（△）	-					-	
合計（信用リスク・アセットの額）	-					433,331	

[令和7年度]

(単位：百万円)

項目	リスク・ウェイト (%)	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイトの加重平均値 (%)
		オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	信用リスク・アセットの額	
		A	B	C	D	E	F (=E/(C+D))
現金	0	417	-	417	-	-	0
我が国の中央政府及び中央銀行向け	0	56,368	-	56,368	-	-	0
外国の中央政府及び中央銀行向け	0～150	-	-	-	-	-	-
国際決済銀行等向け	0	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	0	149,126	-	149,126	-	-	0
外国の中央政府等以外の公共部門向け	20～150	-	-	-	-	-	-
国際開発銀行向け	0～150	-	-	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	10～20	4,998	-	4,998	-	499	10
我が国の政府関係機関向け	10～20	-	-	-	-	-	-
地方三公社向け	20	-	-	-	-	-	-
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	20～150	694,000	-	694,000	-	139,376	20
（うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）	20～150	17,546	-	17,546	-	4,211	24
カバード・ボンド向け	10～100	-	-	-	-	-	-
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	20～150	134,264	7,278	133,629	1,987	61,726	46
（うち特定貸付債権向け）	20～150	-	-	-	-	-	-
中堅中小企業等向け及び個人向け	45～100	12,721	491	12,198	357	10,605	84
（うちトラザクター向け）	45	-	-	-	-	-	-
不動産関連向け	20～150	5,823	-	5,811	-	5,880	101
（うち自己居住用不動産等向け）	20～75	49	-	49	-	34	70
（うち賃貸用不動産向け）	30～150	1,015	-	1,015	-	666	66
（うち事業用不動産関連向け）	70～150	4,758	-	4,747	-	5,179	109
（うちその他不動産関連向け）	60	-	-	-	-	-	-
（うちADC向け）	100～150	-	-	-	-	-	-
劣後債権及びその他資本性証券等	150	1,088	-	1,088	-	1,360	125
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	50～150	2,545	4	2,545	0	2,610	103
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	100	-	-	-	-	-	-
取立未済手形	20	20	-	20	-	4	20
信用保証協会等による保証付	0～10	415	-	415	-	41	10
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	10	-	-	-	-	-	-
株式等	250～400	3,984	-	3,984	-	5,179	130
上記以外	100～1250	66,205	-	66,205	-	163,548	247
（うち重要な出資のエクスポージャー）	1250	-	-	-	-	-	-
（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）	250～400	6,517	-	6,517	-	16,292	250
（うち農林中央金庫の対象資本調達手段に係るエクスポージャー）	250	58,331	-	58,331	-	145,828	250
（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）	250	46	-	46	-	117	250
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー）	250	-	-	-	-	-	-
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー）	150	-	-	-	-	-	-
（うち右記以外のエクスポージャー）	100	1,309	-	1,309	-	1,309	100
証券化	-	1,877	-	1,877	-	375	20
（うちSTC要件適用分）	-	-	-	-	-	-	-
（うち短期STC要件適用分）	-	-	-	-	-	-	-
（うち不良債権証券化適用分）	-	-	-	-	-	-	-
（うちSTC・不良債権証券化適用対象外分）	-	1,877	-	1,877	-	375	20
再証券化	-	-	-	-	-	-	-
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	-	60,764	-	60,764	-	43,968	72
未決済取引	-	-	-	-	-	-	-
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額（△）	-	-	-	-	-	-	-
合計（信用リスク・アセットの額）	-	-	-	-	-	435,177	-

(4) ポートフォリオの区分ごとのCCF適用後および信用リスク削減手法の効果を勘案した後のエクスポージャーの額

[令和6年度]

(単位:百万円)

項目	信用リスク・エクスポージャーの額（CCF・信用リスク削減手法適用後）												
	0%	20%	50%	100%	150%	その他	合計						
我が国の中央政府及び中央銀行向け	57,851	-	-	-	-	-	57,851						
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-						
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-	-						
	0%	10%	20%	50%	100%	150%	その他	合計					
我が国の地方公共団体向け	158,422	-	-	-	-	-	-	158,422					
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-	-	-					
地方公共団体金融機構向け	-	3,997	-	-	-	-	-	3,997					
我が国の政府関係機関向け	-	-	-	-	-	-	-	-					
地方三公社向け	-	-	-	-	-	-	-	-					
	0%	20%	30%	50%	100%	150%	その他	合計					
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-					
	20%	30%	40%	50%	75%	100%	150%	その他	合計				
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	644,798	7,720	20	-	-	-	-	-	652,538				
（うち、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）	10,526	7,718	-	-	-	-	-	-	18,245				
	10%	15%	20%	25%	35%	50%	100%	その他	合計				
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-				
	20%	50%	75%	80%	85%	100%	130%	150%	その他	合計			
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	45,845	67,367	800	-	-	8,377	-	-	2,034	124,426			
（うち特定貸付債権向け）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
	100%	150%	250%	400%	その他	合計							
劣後債権及びその他資本性証券等	-	1,490	-	-	-	1,490							
株式等	-	-	4,061	-	-	4,061							
	45%	75%	100%	その他	合計								
中堅中小企業等向け及び個人向け	-	78	728	25,032	25,839								
（うちトランザクター向け）	-	-	-	-	-								
	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.50%	40%	50%	62.50%	70%	75%	その他	合計
不動産関連向け（うち自己居住用不動産等向け）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	51	-	-	51
	30%	35%	43.75%	45%	56.25%	60.00%	75%	93.75%	105%	150%	その他	合計	
不動産関連向け（うち賃貸用不動産等向け）	233	164	-	177	-	139	-	-	416	-	-	1,132	
	70%	90%	110%	112.50%	150%	その他	合計						
不動産関連向け（うち事業用不動産関連向け）	331	34	4,150	-	198	-	4,713						
	60%	その他	合計										
不動産関連向け（うちその他不動産関連向け）	-	-	-										
	100%	150%	その他	合計									
不動産関連向け（うちADC向け）	-	-	-	-									
	50%	100%	150%	その他	合計								
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	1,299	574	489	0	2,363								
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	-	-	-	-	-								
	0%	10%	20%	100%	その他	合計							
現金	512	-	-	-	-	512							
取立未済手形	-	-	21	-	-	21							
信用保証協会等による保証付	-	374	-	-	-	374							
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-							

〔令和7年度〕

(単位：百万円)

項目	信用リスク・エクスポージャーの額（CCF・信用リスク削減手法適用後）												
	0%	20%	50%	100%	150%	その他	合計						
我が国の中央政府及び中央銀行向け	56,368	-	-	-	-	-	56,368						
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-						
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-	-						
	0%	10%	20%	50%	100%	150%	その他	合計					
我が国の地方公共団体向け	149,126	-	-	-	-	-	-	149,126					
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-	-	-					
地方公共団体金融機構向け	-	4,998	-	-	-	-	-	4,998					
我が国の政府関係機関向け	-	-	-	-	-	-	-	-					
地方三公社向け	-	-	-	-	-	-	-	-					
	0%	20%	30%	50%	100%	150%	その他	合計					
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-					
	20%	30%	40%	50%	75%	100%	150%	その他	合計				
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	686,308	7,022	20	-	-	-	-	649	694,000				
（うち、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）	10,526	7,019	-	-	-	-	-	-	17,546				
	10%	15%	20%	25%	35%	50%	100%	その他	合計				
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-				
	20%	50%	75%	80%	85%	100%	130%	150%	その他	合計			
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	52,509	59,311	1,301	-	-	19,689	-	-	2,804	135,617			
（うち特定貸付債権向け）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
	100%	150%	250%	400%	その他	合計							
劣後債権及びその他資本性証券等	-	1,088	-	-	-	1,088							
株式等	-	-	3,984	-	-	3,984							
	45%	75%	100%	その他	合計								
中堅中小企業等向け及び個人向け	-	71	338	12,146	12,556								
（うちトランザクター向け）	-	-	-	-	-								
	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.50%	40%	50%	62.50%	70%	75%	その他	合計
不動産関連向け（うち自己居住用不動産等向け）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	49	-	-	49
	30%	35%	43.75%	45%	56.25%	60.00%	75%	93.75%	105%	150%	その他	合計	
不動産関連向け（うち賃貸用不動産等向け）	156	155	-	78	-	135	218	-	271	-	-	1,015	
	70%	90%	110%	112.50%	150%	その他	合計						
不動産関連向け（うち事業用不動産関連向け）	217	117	4,241	-	170	-	4,747						
	60%	その他	合計										
不動産関連向け（うちその他不動産関連向け）	-	-	-										
	100%	150%	その他	合計									
不動産関連向け（うちADC向け）	-	-	-	-									
	50%	100%	150%	その他	合計								
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	6	1,656	427	455	2,546								
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	-	-	-	-	-								
	0%	10%	20%	100%	その他	合計							
現金	417	-	-	-	-	417							
取立未済手形	-	-	20	-	-	20							
信用保証協会等による保証付	-	415	-	-	-	415							
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-							

(5) 資産（オフ・バランス取引等含む）残高等リスク・ウェイト区分内訳表

(単位：百万円)

リスク・ウェイト区分	令和6年度				令和7年度			
	CCF・信用リスク削減効果適用前エクスポージャー		CCFの加重 平均値 (%)	資産の額 および 与信相当額 の合計額 (CCF・信用 リスク削減 効果適用後)	CCF・信用リスク削減効果適用前エクスポージャー		CCFの加重 平均値 (%)	資産の額 および 与信相当額 の合計額 (CCF・信用 リスク削減 効果適用後)
	オン・ バランス 資産項目	オフ・ バランス 資産項目			オン・ バランス 資産項目	オフ・ バランス 資産項目		
40%未満	922,966	-	-	922,739	960,666	-	-	960,586
40%～70%	69,546	13	100	69,545	60,641	4	100	60,641
75%	810	68	100	879	1,519	71	100	1,590
80%	-	-	-	-	-	-	-	-
85%	24,313	361	59	24,075	12,251	329	60	12,001
90%～100%	8,368	6,317	30	9,715	20,347	7,365	28	21,801
105%～130%	4,578	-	-	4,567	4,654	-	-	4,642
150%	2,177	0	100	2,177	1,686	0	100	1,686
250%	4,061	-	-	4,061	3,984	-	-	3,984
400%	-	-	-	-	-	-	-	-
1250%	-	-	-	-	-	-	-	-
その他	34	3	100	37	25	2	100	15
合 計	1,036,859	6,763	32	1,037,799	1,065,775	7,774	30	1,066,951

3. 信用リスク削減手法に関する事項

【信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要】

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウェイトに代え、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

本会では、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出規程」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自会貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保付取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。本会では、適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関または第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

貸出金と自会貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自会貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自会貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自会貯金が継続されないリスクが、監視及び管理されていること、④貸出金と自会貯金の相殺後の額が、監視および管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自会貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

担保に関する評価及び管理方法は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直しを行っています。なお、主要な担保の種類は自会貯金です。

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：百万円)

	令和6年度			令和7年度		
	適格金融 資産担保	保証	クレジット・ デリバティブ	適格金融 資産担保	保証	クレジット・ デリバティブ
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	-	-	-	-	-	-
地方三公社向け	-	-	-	-	-	-
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	649	-	-
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	25	3,511	-	495	2,009	-
中堅中小企業等向け及び個人向け	523	15	-	125	4	-
自己居住用不動産等向け	-	-	-	-	-	-
賃貸用不動産向け	-	-	-	-	-	-
事業用不動産関連向け	-	-	-	-	-	-
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	-	-	-	196	-	-
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	-	-	-	-	-	-
証券化	-	-	-	-	-	-
中央清算機関関連	-	-	-	-	-	-
上記以外	-	-	-	-	-	-
合 計	548	3,526	-	1,466	2,014	-

(注) 1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。

2. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。

- ① 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
- ② 重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
- ③ 3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。

3. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。

4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府および中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）等が含まれます。
5. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

4. 派生商品取引及び長期決済期間取引のリスクに関する事項

【派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要】

「派生商品取引」とは、その価格（現在価値）が他の証券・商品（原資産）の価格に依存して決定される金融商品（先物、オプション、スワップ等）にかかる取引です。

「長期決済期間取引」とは、有価証券等の受渡し又は決済を行う取引であって、約定日から受渡日（決済日）までの期間が5営業日又は市場慣行による期間を超えることが約定され、反対取引に先立って取引相手に対して有価証券等の引渡し又は資金の支払いを行う取引です。

本会では、派生商品取引に関して、余裕金の運用方針に基づき運用限度額を設定し、運用しています。なお、長期決済期間取引は行っておりません。

（１）派生商品取引及び長期決済期間取引の内訳

該当する取引はありません。

（２）与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブ

該当する取引はありません。

（３）信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブ

該当する取引はありません。

5. 証券化エクスポージャーに関する事項

【リスク管理の方針及びリスク特性の概要】

「証券化エクスポージャー」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引に係るエクスポージャーのことです。「再証券化エクスポージャー」とは、原資産の一部又は全部が証券化エクスポージャーである取引に係るエクスポージャーのことです。

本会は、証券化取引において投資家の立場であり、オリジネーターとなることはありません。

本会は、「証券化案件にかかる管理要領」に基づき、投資の体制、投資時のデューデリジェンス、投資後のモニタリング等の取扱いを整備しており、内包されるリスクや構造上の特性等にかかる分析等を行っています。

【体制の整備及びその運用状況の概要】

証券化案件の取得については、フロント部署が裏付資産の状況・パフォーマンス、各商品に内包されるリスクや構造上の特性等の分析を行うほか、通常時およびトリガーイベント発生時のウォーターフォールや損失分配ルール等の証券化案件に固有の構造上の特性に関する情報を把握・分析しており、審査部署がリスクの特定や信用補完措置と劣後比率の水準などのリスクバッファの厚みや余裕度の確認および評価等を行い、投資可否を審査しています。また、期中管理として定期的なモニタリングを実施しており、四半期毎に対象案件のレビュー結果をリスク管理委員会へ報告しています。

【信用リスク・アセットの額算出方法の名称】

証券化エクスポージャーにかかる信用リスク・アセットの額の算出については、外部格付準拠方式、標準的手法準拠方式を採用しており、いずれにも該当しない場合は1250%のリスク・ウェイトを適用しています。

【証券化取引に関する会計方針】

証券化取引については、「金融商品に係る会計基準」及び「金融商品会計に関する実務指針」に基づき会計処理を行っています。

【証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称】

証券化エクスポージャーのリスク・ウェイト判定に当たり使用する格付は、以下の適格格付機関による所定の要件を満たした依頼格付のみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適 格 格 付 機 関
株式会社格付投資情報センター（R&I）
株式会社日本格付研究所（JCR）
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（Moody's）
S&Pグローバル・レーティング（S&P）
フィッチレーティングスリミテッド（Fitch）

【内部評価方式の概要】

本会は内部格付手法を採用していないため該当しません。

（1）本会がオリジネーターである場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

(2) 本会が投資家である場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項

a 保有する証券化エクスポージャーの額

(単位：百万円)

		令和6年度		令和7年度	
		証券化 エクスポージャー	再証券化 エクスポージャー	証券化 エクスポージャー	再証券化 エクスポージャー
オン バランス	クレジットカード与信	380	-	139	-
	住宅ローン	128	-	46	-
	自動車ローン	3,719	-	1,068	-
	その他	740	-	623	-
	合 計	4,968	-	1,877	-
オフ バランス	クレジットカード与信	-	-	-	-
	住宅ローン	-	-	-	-
	自動車ローン	-	-	-	-
	その他	-	-	-	-
	合 計	-	-	-	-

(注) 証券化エクスポージャーは再証券化エクスポージャーを除いて記載し、証券化エクスポージャーと再証券化エクスポージャーを区別して記載しています。

b リスク・ウェイト区分ごとの残高及び所要自己資本の額

[令和6年度]

(単位：百万円)

		証券化エクスポージャー			再証券化エクスポージャー		
		リスク・ウェイト区分	残 高	所要自己資本額	リスク・ウェイト区分	残 高	所要自己資本額
オン バランス	0%～15%未満	-	-	-	0%～100%未満	-	-
	15%～50%未満	4,968	39	-	100%～250%未満	-	-
	50%～100%未満	-	-	-	250%～400%未満	-	-
	100%～250%未満	-	-	-	400%～1250%未満	-	-
	250%～400%未満	-	-	-	1250%	-	-
	400%～1250%未満	-	-	-			
	1250%	-	-	-			
	合 計	4,968	39	-	合 計	-	-
オフ バランス	0%～15%未満	-	-	-	0%～100%未満	-	-
	15%～50%未満	-	-	-	100%～250%未満	-	-
	50%～100%未満	-	-	-	250%～400%未満	-	-
	100%～250%未満	-	-	-	400%～1250%未満	-	-
	250%～400%未満	-	-	-	1250%	-	-
	400%～1250%未満	-	-	-			
	1250%	-	-	-			
	合 計	-	-	-	合 計	-	-

[令和7年度]

(単位：百万円)

		証券化エクスポージャー			再証券化エクスポージャー		
		リスク・ウェイト区分	残 高	所要自己資本額	リスク・ウェイト区分	残 高	所要自己資本額
オン バランス	0%～15%未満	-	-	-	0%～100%未満	-	-
	15%～50%未満	1,877	15	-	100%～250%未満	-	-
	50%～100%未満	-	-	-	250%～400%未満	-	-
	100%～250%未満	-	-	-	400%～1250%未満	-	-
	250%～400%未満	-	-	-	1250%	-	-
	400%～1250%未満	-	-	-			
	1250%	-	-	-			
	合 計	1,877	15	-	合 計	-	-
オフ バランス	0%～15%未満	-	-	-	0%～100%未満	-	-
	15%～50%未満	-	-	-	100%～250%未満	-	-
	50%～100%未満	-	-	-	250%～400%未満	-	-
	100%～250%未満	-	-	-	400%～1250%未満	-	-
	250%～400%未満	-	-	-	1250%	-	-
	400%～1250%未満	-	-	-			
	1250%	-	-	-			
	合 計	-	-	-	合 計	-	-

(注) 証券化エクスポージャーは再証券化エクスポージャーを除いて記載し、証券化エクスポージャーと再証券化エクスポージャーを区別して記載しています。

- c 自己資本比率告示第 224 条並びに第 224 条の 4 第 1 項第 1 号および第 2 号の規定によりリスク・ウェイト 1250%を適用した証券化エクスポージャーの額
該当する取引はありません。
- d 保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無及び保証人に適用されるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳
該当する取引はありません。

6. CVA リスクに関する事項

【CVA リスク相当額の算出に使用する手法（SA-CVA、完全な BA-CVA、限定的な BA-CVA 又は簡便法をいう。）の名称および各手法により算定される対象取引の概要】

本会は CVA リスク相当額を「簡便法」により算出します。なお、対象となる取引はありません。

【CVA リスクの特性及び CVA に関するリスク管理体制の概要（CVA リスクのヘッジ方針およびヘッジの継続的な有効性を監視するための体制を含む。）】

CVA リスクは、派生商品取引における取引相手の信用力悪化に伴う時価変動により損失が発生するリスクのことです。取引にあたっては、取引相手の信用力を評価したうえで行います。

7. マーケット・リスクに関する事項

本会は、自己資本比率算出上、マーケット・リスク相当額に係る額を不算入としています。

8. オペレーショナル・リスクに関する事項

【リスク管理の方針及び手続の概要】

「オペレーショナル・リスク」とは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外的な現象により損失を被るリスクのことです。

本会では、以下の内容によりオペレーショナル・リスクを管理しています。

○リスクマネジメント規程等

〔事務リスク〕

- ・事務リスク管理の方針として、事務リスクは全ての業務に存在していること及び事務リスクを軽減することの重要性を認識し適切な方策を講じています。
- ・内部監査及び自己点検等を通じた事故防止・事務能力向上をはかっています。
- ・要領・手続の整備、事務指導、研修等を実施し、リスクの軽減をはかっています。

〔システムリスク〕

- ・システムリスク管理の方針として、リスクが顕在化した場合の影響が広域化・深刻化することを認識し、発生防止及び緊急時の対応等において、本会に適した手法の検討・整備をすすめています。
- ・オンラインシステムについては、(株)九州地区農協オンラインセンター、農中情報システム(株)及び農林中央金庫と連携し管理を行っています。
- ・本会電算システムについては、「情報システム運営管理要領」に基づきリスクの軽減をはかっています。
- ・情報資産を適切に保護するための基本方針として「情報セキュリティ基本方針」を定め、本会の情報およびお預かりした情報のセキュリティの確保と日々の改善をはかっています。

〔法務リスク・人的リスク〕

- ・法務リスク・人的リスク管理の方針として、本会の社会的責任と公共的使命の重みを常に認識し、法令やルールを厳格に遵守した誠実かつ公平な事業運営を遂行しています。
- ・法令等遵守(コンプライアンス)態勢については、「コンプライアンス・マニュアル」、「コンプライアンス・プログラム」の実践により、態勢の充実に取り組んでいます。
- ・定款・諸規程等の制定・改廃においては、リーガルチェック（法的根拠、定款・諸規程等との整合性等）を行っています。

【B Iの算出方法】

BI（事業規模指標）の額は、ILDC（金利要素）、SC（役務要素）およびFC（金融商品要素）を合計して算出しています。なお、ILDC、SC およびFCの額は告示第249条に定められた方法に基づき算出しています。

【I L Mの算出方法】

I L M（内部損失乗数）は、告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しています。

【オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、B Iの算出から除外した事業部門の有無】
該当ありません。

【オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、I L Mの算出から除外した特殊損失の有無（特殊損失を除外した場合には、その理由も含む）】
該当ありません。

9. 出資等または株式等エクスポージャーに関する事項

【出資等または株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要】

「出資等または株式等エクスポージャー」とは、貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものです。本会においては、これらを①その他有価証券、②系統および系統外出資に区分して管理しています。

- ① その他の有価証券については中長期的な運用目的で保有するものであり、適切な市場リスクの把握およびコントロールに努めています。具体的には、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及びポートフォリオの状況やA L Mなどを考慮し、理事会で運用方針を定めるとともに経営層で構成するA L M委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。

運用部門は理事会で決定した運用方針及びA L M委員会で決定された取引方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク審査室が適切な執行を行っているかどうかチェックし、定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

- ② 系統出資については、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議等を通じて財務健全化を求めており、系統外出資についても同様の対応を行っています。

(1) 出資等または株式等エクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

(単位：百万円)

	令和6年度		令和7年度	
	貸借対照表 計上額	時価 評価額	貸借対照表 計上額	時価 評価額
上場	2,065	2,065	2,294	2,294
非上場	60,748	60,748	60,748	60,748
合 計	62,813	62,813	63,042	63,042

(注) 「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

(2) 出資等または株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

(単位：百万円)

令和6年度			令和7年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
393	18	-	274	-	-

(3) 貸借対照表で認識され損益計算書で認識されない評価損益の額（保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等）

(単位：百万円)

令和6年度		令和7年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
453	32	740	14

(4) 貸借対照表および損益計算書で認識されない評価損益の額（子会社・関連会社株式の評価損益等）

(単位：百万円)

令和6年度		令和7年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
-	-	-	-

10. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位：百万円)

	令和6年度	令和7年度
ルックスルー方式を適用するエクスポージャー	51,765	43,968
マンデート方式を適用するエクスポージャー	-	-
蓋然性方式（250%）を適用するエクスポージャー	-	-
蓋然性方式（400%）を適用するエクスポージャー	-	-
フォールバック方式（1250%）を適用するエクスポージャー	-	-

11. 金利リスクに関する事項

【リスク管理の方針及び手続の概要】

「金利リスク」とは、金融機関の保有する資産・負債のうち、市場金利に影響を受けるもの（例えば、貸出金、有価証券、貯金等）が、金利の変動により被るリスクのことです。

本会における、リスク管理方針および手続きについては以下のとおりです。

- リスク管理および計測の対象とする金利リスクの考え方および範囲に関する説明
本会では、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的に管理をしています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク（IRRBB）については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。
- リスク管理の方針に関する説明
本会は、リスク管理委員会のもと、自己資本に対するIRRBBの比率の計測・分析などを行いリスク管理に努めています。
- 金利リスク計測の頻度
月末を基準日として、月次でIRRBBを計測しています。
- ヘッジ等金利リスクの削減手法に関する説明
本会は、金利リスクの削減手法として、金利スワップ等のヘッジ手段を用いる体制を整備しています。また、金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上および監査上の取扱い」（日本公認会計士協会）に規定する繰延ヘッジに依っています。

【金利リスクの算定手法の概要】

本会は、経済価値ベースの金利リスク量（ Δ EVE）については、金利感応ポジションにかかる基準日時点のイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値と、標準的な金利ショックを与えたイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値の差により算出しており、金利ショックの幅は、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、スティープ化の3シナリオによる金利ショック（通貨ごとに異なるショック幅）を適用しています。

- 流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期
流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.251年です。
- 流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期
流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期は4年です。
- 流動性貯金への満期の割り当て方法（コア貯金モデル等）およびその前提
流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。
- 固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提
固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。
- 複数の通貨の集計方法およびその前提
通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。通貨間の相関等は考慮していません。
- スプレッドに関する前提（計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか）
一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不変としています。
- 内部モデルの使用等、 Δ EVE および Δ NIII に重大な影響を及ぼすその他の前提
内部モデルは使用しておりません。
- 前事業年度末の開示からの変動に関する説明
 Δ EVE の前事業年度末からの主な変動要因は、貸出金および有価証券等運用残高の減少およびデューレーションの短縮によるものです。
- 計測値の解釈や重要性に関するその他の説明
該当ありません。

【 $\angle$ EVE および $\angle$ NI1 以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項】

▶ 金利ショックに関する説明

経済資本管理として VaR で計測する市場リスク量を算定しています。

▶ 金利リスク計測の前提およびその意味(特に、農協法自己資本開示告示に基づく定量的開示の対象となる $\angle$ EVE および $\angle$ NI1 と大きく異なる点)

特段ありません。

金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

項番		イ	ロ	ハ	ニ
		$\angle$ EVE		$\angle$ NI1	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	14,965	19,432	2,561	2,796
2	下方パラレルシフト	-	-	-	-
3	スティープ化	10,044	13,096		
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	14,965	19,432	2,561	2,796
		ホ		ヘ	
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	62,630		62,271	

(注) 1.「 $\angle$ EVE」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測されるものをいいます。

2.「 $\angle$ NI1」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から12か月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものをいいます。

3.「上方パラレルシフト」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅を加える金利ショックをいいます。

4.「下方パラレルシフト」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅にマイナス1を乗じて得た数値を加える金利ショックをいいます。

5.「スティープ化」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。